

BULLETIN

DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDEE EN MARS 1888.)

N° 63. AOÛT 1893.

(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

明治廿六年八月廿八日發行

第六拾三號

每月壹圓發行

明治廿一年五月創刊

廣告
●常集會休會
七月八月は暑中に付き本會常集會を開かず
右廣告致候事
明治二十六年七月 大日本監獄協會

◎雜誌改題
大日本監獄協會雜誌は其
第六拾貳號より
誌と改題を
右公告致候事
明治廿六年七月 大日本監獄協會事務所

大日本監獄協會事務所

東京感化院ハ品行修ラザル少年ヲ感化矯正シテ社會ノ風
教ヲ維持シ併テ罪惡ヲ未然ニ防制スルカ爲ニ設クル所ナ
リ明治十八年創立以來入院セシムル者貳百餘名或ハ父兄
ノ教育ニ從ハサル者ヲ教諭シ或ハ不良ノ少年ヲ教育ス就
中改過遷善ノ實効ヲ奏シ改良ノ成績著シキモノ殆ト五十
名ヲ出スニ至ル去ル年六月忝シモ 被問食年々金貳
百圓五ケ年間下賜ハル旨ノ恩命ヲ蒙リ尋テ
皇后陛下 恩召ヲ以テ年々金百圓五ケ年間下賜ハル又本
各金拾圓宛 華頂宮久邇宮梨本宮ヨリ各金五圓宛向五ケ
年間御寄附相成セシ感化院ノ不便少ナカラス以テ今般御料
全ナラスシテ感化院ノ特別ヲ以テ府下南豊島御料地ノ内
地拜借ノ儀出願セシ處特別ヲ以テ府下南豊島御料地ノ内
字羽澤七千坪餘敷地トシテ無料拜借付ラレ候ニ付不日
該地ニ校舎ヲ移轉シ新タニ居室ヲ増築シ益々感化道ノ不
張ヲ圖ラントス伏テ希ハ大方慈善ノ諸君本院創立ノ主趣
ヲ賛成セラレテ新築費ノ内へ多少ヲ問ハス御義捐アラント
(明治廿五年五月六日逕信省認可)

東京感化院長 慈善會 子爵 河野田景典
全幹事 小野田元 古宇田義典 木下廣 高澤眞 石澤榮 全會計監督 澤田一 全東京感化院長會幹事 全東京感化院會計監督 全東京感化院會計監督
一今同募集ノ義捐金ハ總テ校舎移轉ノ資及ヒ増築ノ經費トスルヲ以テ可相成即納アラントシテ希望ス
東京市本郷區曙町 東京感化院 慈善會
明治廿六年六月三十日

大日本監獄協會雜誌		定價表	
一冊	金七錢	半年分(六冊)	金四十二錢
一年分(十二冊)	金八十四錢	全年分(二十四冊)	金一百六十八錢
十行以下	六錢	十行以上	五錢
十行以上	五錢	二十行以上	四錢
廿一行以上	五錢	三十行以上	四錢
卅一行以上	五錢	四十行以上	四錢
卅一行以上	五錢	五十行以上	四錢
卅一行以上	五錢	六十行以上	四錢
卅一行以上	五錢	七十行以上	四錢
卅一行以上	五錢	八十行以上	四錢
卅一行以上	五錢	九十行以上	四錢
卅一行以上	五錢	一百行以上	四錢

發行兼編輯者 佐野田宗平
印刷者 池田宗平
東京並木活版所

發行兼編輯者 佐野田宗平
印刷者 池田宗平
東京並木活版所
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
大日本監獄協會事務所
東京市淺草區黑船町廿八番地
東京並木活版所書店
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
其外各書店 院

大日本監獄協會雜誌第六十二號目次

- 官報……………一
- 三件……………一
- 論說……………一
 - 監獄作業論(承前)……………加地鈔太郎譯……………三
 - 如何にせば監獄制度の本旨を貫徹すべき乎(承前)……………法學士 石田 氏 幹……………六
- 講話……………六
 - 大日本監獄協會講話會に於ける法學士辯護士衆議院議員元田肇君の講話(承前)……………同上獨逸法學博士辯護士岸小三郎君の講話(承前)……………一四
- 二件……………一四
- 雜錄……………一四
 - 曲木如長君監獄遊歷所感……………一五
 - 島地監獄……………一八
- 通信……………一八
 - 瀋陽警備の効用○看守教習卒業○獨逸感化院概況……………一八
- 翻譯……………一八
 - 英國倫敦府感化保護協會……………在文科大學……………神谷 四郎譯……………二〇
 - 緘黙法(サイレント、アッソシエーター、システム)は十分に實行し得らるべきものにあらず……………久野 生 譯……………二二
- 寄書……………二二
 - 定役囚を傳染病囚の看護となすに付ての疑問(控訴上告の取消を爲したる者の刑期起算方に就きて)……………いめや主人……………二九
- 小說……………二九
 - 仲なはり……………いめや主人……………二九
- 獄事彙報……………二九
 - 數十件……………三一
- 廣告……………三一

警保局長小野田元照先生著

○泰西監獄問答錄 全壹冊 代價郵稅共 金八拾錢

丙務省監獄課員神谷太郎君譯

○英國(ベント)獄事情 全壹冊 代價郵稅共 金二拾八錢

本書ハ大英國ノ模範獄トシテ有名ナル「ベント」ゾイル

獄ノ事情ヲ譯出セラレシモノニ係ル獄事家タル者ノ宜ク一讀シ給フヘキ良書ナリ

大日本監獄協會佐野尚君譯

○歐米監獄事情 第十冊迄既刊壹冊代價金 四錢九厘乃至金二十五錢

本書ハ歐米監獄ノ事情ヲ得意ノ精華ヲ以テ翻譯セラレシモノナレハ獄事家ノ座右ニ欠ク可ラザル參考書ナリ

佐野尚君譯

○佛國監獄改良論 下 卷 代價郵稅共 全壹冊 金二拾八錢

本書ハ佛蘭西監獄改良ニ依テ來リシ所ヨリ其今日ヲ致シタル顛末ヲ論述シタル原書ノ意義ヲ秋毫モ誤ラス最モ詳細ニ譯出セラレシモノナリ

佐野尚君譯

○佛國監獄改良論 上 卷 代價郵稅共 全壹冊 金貳拾八錢

神谷彦太郎君譯

○華氏監獄論 全壹冊 代價金四拾錢

佐野尚君譯

○萬國議事提要 全壹冊 代價金六拾錢

神谷彦太郎君纂述

○英國獄事問答 全壹冊 代價金五拾錢

右改良論以下四書ハ賣切ニテ目下絶版ニ候得共何レモ獄事家ニ欠ク可ラサル最要書ナレバ豫約法ヲ以テ再版ス

東京市牛込區神樂

町二丁目廿二番地

臨池書院

大日本監獄協會雜誌第六十三號

明治廿六年 八月 月

官報

○監獄事項 北海道集治監樺戶本監ニ於ケル本年一月ヨリ六月ニ至ルノ監獄事項ハ左ノ如シ

出役囚人引上 屯田兵屋建繕工事ノタメ石狩國上川郡水山村へ出役セシメタル囚人ハ工事出成ニ附キ引上ケタリ

職員任免 任命ハ書記一人、教諭師一人、看守四十人、備及授業手十五人、

一分監ヨリ本監へ詰替ハ看守長一人、免職ハ教諭師一人、看守三十五人、備及授業手二十五人、分監へ詰替ハ看守長十人、看守八十三人ニシテ六月三十日現在ハ典獄一人、書記八人、看守長十人、教諭師一人、看守二百八人、醫師二人、備三十一人、授業手七人、合計二百六十八人ナリ之ヲ昨

年末ノ現員ニ比スレハ書記一人ヲ増セシモ看守長ニ於テ二人、看守ニ於テ八十三人、備及授業手ニ於テ二十二人ヲ減セリ

非職者 六月三十日現在ハ書記一人、看守長七人、監獄醫一人、合計九人ニシテ内有給ハ看守長ノ内四人、其他無給ナリ

看守賞罰 精勤證書ヲ授ケシ者七人ニシテ六月三十日現在ノ有證者ハ十四人ナリ又逃走囚ヲ捕得シテ賞金ヲ受ケシ者二人又懲罰例ニ依リ罰解ニ處セラレタル者五十四人、阿費セラレタル者五人ナリ

看守教習 教習科目ノ試験ヲ經テ卒業證書ヲ授與シタル者二十七人ニシテ六月三十日現在ノ教習生ハ十八人ナリ

召集免除 看守ノ内陸軍現役満期ノ下士兵卒ニシテ勤務演習簡閱點呼ノ召集免除ヲ請ヒ其諾ヲ得テ奉職セル者六月三十日現在ハ七人ナリ

囚人現員 六月三十日現在無期徒刑囚二百七十二人、有期徒刑囚七百六十三人、服役終身囚四百六十六人、合計千五百一人ナリ之ヲ昨年末ノ現員ニ比シテ八百三十七人ヲ減セリ

囚人出入 新ニ入監シタル者一人、再ヒ入監シタル者二人、合計三人又事業ノ都合ニ依リ三月中空知分監ハ七十人、釧路分監ハ二百人、網走分監ハ五百五十八人、合計八百二十二人ヲ移轉セシメタリ

特赦假出獄 服役終身囚一人特典ニ依リ放免セラレ有期徒刑囚三人假出

獄ヲ許サレタリ六月卅日現在ノ假出獄者ハ四人、免職閉者ハ一人ナリ囚人賞罰 賞表ヲ付與シタル者三十三人、懲罰ニ處シタル者六十八人ナリ又六月三十日現員ニ賞表ヲ贈者ハ一箇三百七十八人、二百四百三十九人、三箇三百九十八人、四箇二百二十四人、五箇二十七人、合計千三百六十六人ニシテ賞表ヲ有セザル者ハ百三十五人ナリ

囚人犯數及原籍有無 六月三十日現在初犯囚ハ七百五十四人ニシテ再犯以上ノ者ハ七百四十七人又有籍者ハ千四百三十三人ニシテ無籍者ハ六十八人ナリ

囚人逃走 外役治込所ヨリ無期徒刑囚二人逃走セシカ内一人七日ヲ經テ捕ニ職ケリ

囚人死亡及患者 死亡ハ傳染性病ニテ一人骨及關節病ニテ二人、神經系及五官病ニテ二人、呼吸器病ニテ三人、消化器病ニテ一人、合計九人ナリ又六月三十日現在ノ患者ハ三十六人ナリ

領置金 六月三十日現在ノ囚人領置金總額ハ二万二千五百四十三圓八錢六厘ニシテ之ヲ同日ノ現在囚人ニ割當シレハ平均一人ノ所有高ハ十五圓一錢九厘ナリ

作業種類 内役外役ノ大體ニ分テ内役ニ於テ毎日七十人以上ヲ使役セルハ木工製綱トシ四十人以上ヲ使役セルハ鍛冶木挽織縫製工炊事トシ精米抄紙練瓦模範板割等ハ若十人以下ノ使役ナリ又外役ニ於テ二百人以上ヲ使役セルハ農業及土方トシ運搬ニハ二百人以上ヲ使役セルハ五十人以上ヲ使役セルハ其他ノ雜役トス

工費及給與 二十五年年度半期間ニ於ケル使役延人工ハ三十五万二千三百十二人ニシテ此科定工費ノ積算額ハ二万八千四百三十六圓八十錢七厘ナリ又給與セシ金額ハ科程ノ積算額ニ係ル分五千五百十三圓七十四錢八厘、科程外ノ勞働ニ係ル分五百二十四圓八錢四分、合計六千三百七十四圓八十三錢二厘ナリ

○大阪府ニ於ケル本年一月ヨリ六月ニ至ル半年間監獄ノ景況昨年上半年期トノ比較左ノ如シ

囚人入監數比較	(△印ハ減)	
廿五年上半年期入	廿六年上半年期入	前期ニ比シ増減
公費ニ關スル罪	三〇二	△三
解置ヲ害スル罪	三三六	三四
信用ヲ害スル罪	一三七	一八一
健康ヲ害スル罪	一	三

風俗ヲ善スル罪 一一五三 二六三四 一三八一
 死刑ノ受刑者及懲罰受刑者ノ罪 一〇 一〇
 官吏濫職ノ罪 二二 二二
 財產ニ對スル罪 二一四 三二二 三九六五
 財產ニ對スル罪 三八四 三九六五 五〇一
 詐欺則違犯 六一 九八 三七
 計 五四三七 七四五一 二〇一四

監獄作業論 〃(承前) 〃

二十五年上半年期 男 二二三 女 一 計 二二三 前期ニ比シ増 二
 二十六年上半年期 男 二二三 女 一 計 二二三 前期ニ比シ増 二
 二十五年上半年期 男 二二三 女 一 計 二二三 前期ニ比シ増 二
 二十六年上半年期 男 二二三 女 一 計 二二三 前期ニ比シ増 二

監獄作業論 〃(承前) 〃

監獄署をして完全なる自由を有せしめ、(獨逸刑法第十五條乃至第十七條參照)、禁錮囚に作業を授くるには、監獄署をして囚徒の能力及情狀を考量するの義務を有せしめ、而して拘留囚及城塞刑囚に至ては、囚徒自身をして作業を選択するの自由を有せしむ、但し此の終りの場合に於ても監獄に適當な作業を選ばざるを得ざるや明なり

監獄作業論 〃(承前) 〃

囚徒に作業を授與するには、法律上の規定と、囚徒の特性と、作業の需用とを考慮せざるべからず、(官制) (一)法律上の規定に由れば、徒刑囚に作業を授くるには、監獄署をして完全なる自由を有せしめ、(獨逸刑法第十五條乃至第十七條參照)、禁錮囚に作業を授くるには、監獄署をして囚徒の能力及情狀を考量するの義務を有せしめ、而して拘留囚及城塞刑囚に至ては、囚徒自身をして作業を選択するの自由を有せしむ、但し此の終りの場合に於ても監獄に適當な作業を選ばざるを得ざるや明なり

(二)囚徒の特性に就て謂ふときは、作業は各種の點より觀察せざるべからず、蓋し犯罪と窮乏とは密着の關係あるものなり、囚徒に授くるに經濟上毫も價値取益なきの作業を以てするか如きは其愚も亦太たしと云ふべし、されは囚徒若し獄内に採用せる作業に通曉するものならば、他に止むを得ざる理由の存せざる以上は、宜く之に其作業を授けざるべし、即ち木匠は木工、錠前師は錠前工、靴師は靴工と、各其業に就かざるものは最も緊要のものとす、但し時宜に依れば囚徒の特性を考へて特に獄内には音樂師なれば樂譜の寫寫に、建築師なれば工務、若し囚徒が從來修め

岐阜縣監獄書記 鈴木 吉造君
 岐阜縣屬に任せられ九級俸給與、内務部第二課農商務掛を命ぜらる

岐阜縣教諭師 大原 菊壽君
 依願、教諭師を免せらる

岐阜縣教諭師を命ぜらる 横山 善成君
 神奈川縣警部 後藤 文哉君
 神奈川縣看守長に任せられ九級俸給與、監獄署看守課員を命ぜらる

神奈川縣看守 阪本 存君
 神奈川縣看守長に任せられ十級俸給與、監獄署看守課員を命ぜらる

神奈川縣看守 和田 光盛君
 神奈川縣看守長に任せられ十級俸給與、監獄署看守課員を命ぜらる

神奈川縣監獄書記 三井 久陽君
 非職神奈川縣監獄書記 長田 平作君
 復職を命ぜられ十級俸給與、監獄署作業課員を命ぜらる

神奈川縣監獄書記 本間 主貞君
 和歌山縣に於て採用に付向を命ぜらる

監獄署庶務課長を命ぜられ、藏入處出外現金出納官吏を命ぜらる

たる作業監獄に之れなきときは、之に類似の作業を授けざるべからず、例へば大工桶工は木工に、錠前師は鍛冶工に、製靴師は靴工に、製糖師は製糖工に従事せしむるか如し、此の如くんば囚徒は其既に覺へ得し職業を忘れざるのみならず、尙ほ益々其業を鍛練することを得べきなり、若し囚徒普通の勞働者ならず、之に附與すべき作業は宜く其耳目手腕の動作を敏活練磨し、他日放免の後には自己の生計に利用し得べきものを選び得べきなり、即ち單純なる木工に従事して以て鋸及斯の使用法を習はしむるも可なり、簡易なる裁縫、靴、蓆等の製作法を修めしむるも可なり、蓋し斯る作業は普通勞働者神益を興ふるべからず、生計を費くると大なるものなればなり、今夫れ馬丁たる者馬車馬具の修理方を心得居れば多額の給料を得るに容易なり、勞働にして冬期休業の際若くは籠を製作せば、無爲に時日を消費して窮困に迫るもの比して果して如何、靴の製造若くは裁縫を心得居るものは自家の靴若くは衣服の資を節し得るの外、尙ほ同業の爲め餘力を以て是等の業を行は、毎に多少の収益あるべし、是れ愚事なるか如しと雖も深く留意せざるべからざるなり、然りと雖も退て之を考ふるに囚徒が獄内に於て習得せる作業は果して放免後其生計の本となるや如何と云ふに、實際深く望むべからざるもの、如し、蓋し斯る作業は毎に過ぎし昔しの不快なる記念を喚起すものなれば、寧ろ他の職業に轉ずるの優

るに出るは人情の常なればなり、又教育若くは半教育ある囚徒に作業を授くるには多少の困難あるを免れず、教育ある囚徒には別に障礙なき以上は相當の業を附與するおどに注意すべきものにして、殊に文學的の業即ち書籍の筆寫若くは翻譯の如きものを最も適當ならめ然れども又囚徒の爲めに計るに、其身体を勞し、心神を爽にするの手工即ち木工、旋盤工彫刻等に從事せしむるも亦一策なり、蓋し斯る役業は身体をして健全ならしめ精神をして壯快ならしむべく、殊に長期の刑に服する者にありては最も然りとす、又半教育ある者に在ても、其將來の生計を考へ、相當の手工を習はしめざるべからず、半教育ある者若し他に藝能ならんか、放免後營生の途を求むるに幾多の困難を免れざるべし、例へば官吏、役員、手代、教員、商人、技藝師等にして財産若くは風俗に關する重罪を犯し、出獄後保護會社に依頼して其職業を求むるも常に困難に遭遇するは在々聞見する所なり、然るに若し一の手工にても心得居らば、其地位を得るに於て便利尠しとせば、例へば手代にして同時に裁縫師たるを得れば、容易に裁縫店に雇入れらるべく、官吏にして家具の製造方を知らば、容易に家具店番頭となることを得べし、其他作業を附與するに能く囚徒精神の智愚鋭鈍を考察せざるべからず、精神彫弱なる者には簡易なる作業を授けて以て心身の勞役を避けしめ、精神英敏なるものには大に思考力及了解力を費すの作業を授けて

以て其心神能力を發揮せしむることを勉むべし又囚徒の體質及体力をも大に補助するを要す、例へば石工は手皮厚くして常に力役に纏結し居るものなれば、之をして裁縫工たらしむべからず、巻煙草製造人は柔軟なる手指を尊ぶべきものなれば、之をして鍛冶工たらしむべからず、若し夫れ是等の點を顧みることなく、漫に之を使役せば、囚徒は放免後容易ならざる影響を蒙り、獄中に於て折角覺へ得たる作業は悉く其用をなさざるのみならず以前修め得たる手工までも併せて之を忘失するにあらざれば、必らず妨害せらるるに至るべきなり、又囚徒に作業に授くるや、深く衛生を審みざるべからず、彼の呼吸器の脆弱なる者をして塵埃を發生する作業を執らしめ、胸部に故障ある者をして常に屈身せざるを得ざる作業に就かしめ、頭下の静脈瘤に罹りたる者をして終日佇立せざるを得ざる作業を行はしむるか如きは、衛生上最も戒慎すべき所なり

以上説述する所の諸點は、囚徒に作業を附與するに方りて須臾も缺くべからざるの要件なり、若し囚徒の特性を十分觀察するおとなかばんか、刑罰執行か囚徒在監中の効果及放免後の運命に及ぼす害毒は決して鮮少なからざるべし、（三）前陳の如く作業を指定するには、囚徒の特性を顧慮せざるべからずと雖も、又作業の需用殊に収益の如何は決して度外視すべからざるなり、是故に縱令囚人の爲め

なればとて、非常に材料を損傷するのみにして毫も収益なき作業は決して用ゆべからず、又至急を要する作業を囚徒に爲さしめざるか如きも甚だ不可なり、要するに囚徒をして娯樂に在るも或は知り得ざりし事までも之を知得せしめざるべからざるなり

第五章 作業の分量

強制的役業に服すべき囚徒に在ては、其作業の時間と分量とに依り、所謂作業定量を定むるを要すと雖も、強制を要せざる作業に付ては之を定むるに及ばず、勞働時間は多くも民間労働者の平均勞働時間、即ち十時間以内とするを適當とす、又作業の分量も民間職工の平均量數に準せざるべからず、但し初歩の者若くは身体精神完全なからざる者は此限に在らざるや勿論なり、蓋し各四年に其特性の作業定量を設くべしとの説は理論上正當なるべし、抑も作業定量的に決して行はるべからざる所なり

之を爲すおどを得ざらしむるものにあらず、囚徒をして制規の定量又は必ず労働かしめ、須要なるときは嚴正なる強制手段に依りて之を強行するのみならず、尙ほ賞與に依りて定量外の作業を爲すおどを獎勵するは刑罰執行上實に關くべからざる所なり、而して一日制規の時間内に行ふべき作業の定量は、能く事態情狀の如何を考察して之を定めずんばあるべからず、作業分量の多寡は囚徒に大なる影響を及ぼすものなり、若し其の量多きに過ぎんか、囚徒をして作業に従事するの快樂を喪失せしむべし、

若し其量寡きに失せんか、囚徒として懶惰ならしむべし、而して未だ會て心得ざる作業に従事する者は、豫め一定の見習期限を設け、且つ其期限は作業の種類に依り長短の差異なくんばならず、例へば繩網の製造は一ヶ月にて十分なるべきも、精練なる手工に至りては六ヶ月以内の見習期限を要すべし、又見習期限内に於ても、順次の進歩を計りて作業の分量を増加する方法を取らざるべからず、例へば六ヶ月間の見習期限を要するものなれば、初月及第二月は別に作業の分量を定免す、第三月及第四月は定量の半、第五月及第六月は定量の四分の三となし、其漸く第七月に至り始めて全量を科するか如し、意ふに此定量なるものは強制的作業を嚴正適實に施行するには寔に必要なるものなれば、少くも刑の初期にある囚人に於ては、其能力及勞力を涵養せしむるに於て最も缺くべからざるものとして、定量の作業に服せしむることを努めずんばあるべからざるなり

作業の種類に依れば、分量を定むることを得ざるものあり、此場合に於ては、吏員囚徒の作業を嚴密誠實に監督し、之をして懶惰若くは不正の行爲あらしめざるやう注意せざるはあるべからず、若し止むを得ざる原因よりして、其作業を怠慢したるものあるときは、寧ろ之を定量ある作業に換ふるに若からざるなり

又強制的作業なき囚徒と雖も、其作業に備便せしむるを以て道徳上の義務と心得しめざるべからず、若し夫れ之

に拘らず作業に従事するものと認るものは、獄則の範圍内に於て其憂苦を堪むる所の恩恵を剝奪し、例へば讀書を禁し、以て退屈を來さしめ、作業は實に人世の幸福たるものと自覺せしむるの方法に出るを可とするなり

○如何にせば監獄制度の本旨を貫徹すべき乎 (承前)

法學士 石田氏 幹

上述の如く犯罪人、乞食者、等の取扱方にして不適當なるに於ては實に其効を奏せざるのみならず反て犯罪人、乞食者等の自助心を失せしめ慈愍心を増長せしむるの傾きを生じ社會に害毒を流すとなきにあらず彼の罪動、新紐、等の都府に於る協會及び會社の如き其精神や慈に其目的や盛に常に宣言すべく「嗟呼我等耶蘇教徒よ此等犯罪人、乞食者、懶惰少年の百万又は千万を見よ眞に可憐のものにあらずや宜しく彼等を救ふ爲め財物を施捨せよ食物を惠與せよ衣服を恤給せよ彼等を庇近せよ彼等を優遇せよ」と而して其實績を顧れば大に意に滿たざる者あり何ぞや此等協會又は會社は實に其効を奏せざるのみならず往々反對の結果を生じ彼等犯罪人、乞食者の懶惰心を増長せしめ益々社會に害毒を流布するの媒介たればなり此等の施捨物たるや益々彼等の自助心を減滅するなり益々彼等を貧境に陥らしむるなり益々父母たるもの、

責任を擔ぐざるなり 眞に水中に石を投すれば其波動遠きに及ぶが如く茲に協會又は會社の恤救を受くる犯罪人若くは乞食者若くは懶惰少年あれば他の同類のものも争つて茲に蟬集し其恤救を受くべく人誰れか茲に「汝等の小兒を連來れ我は我費用にて彼等を養育し汝等の責任を減せん」との宣言に應ぜざるものならんや是に於て乎慈善家の負擔益々重くな犯罪人等の狡猾益々甚だしきを徴すべきなり嗟呼犯罪人等を救助するの本旨豈にあらんや嗟呼亦監獄制度の本旨此の如きものならんやコトニ曰く人民を助け惡結果を來たさんよりは寧ろ始より助けざるの優れるに如かずと異哉 今之を實例に徴せん一千八百七十五年ニューヨーク州に於て小兒律(チルドレンス・ロー)を制定し可憐の少年をば公立又は私立の恤救所に送致し一少年に付一週間二弗を租税より支辨することとなせし其結果如何んと云ふに一千八百八十七年一月に出版せる統計年鑑は人口増殖の割合には著しく此等厄介少年の數の増加せしむるを証明せり即ち一千八百七十五年には此等厄介の少年が凡そ八千人なりしに一千八百八十四年には一萬四千人となり一千八百八十七年には一萬八千人となり此等厄介少年の増加が不正なる慈善の結果又は其父母たるもの、自然責任を故なく公衆に負擔するの愚策に原因するものと思はば實に慨然に感ぜざるなり英國に於ても此等厄介少年

が一千八百六十一年には四百八十八人なりて一千八百八十六年には二萬〇六百六十八人となり豈に亦莫大の増加にあらざるや

然れども茲に一瞥を賾すべきは歐州大陸に比し亞米利加新共和國なる北米合衆國は此等社會問題の實驗に依りては更に大に失策をなせしむるは是れなりカリフォルニア州に於る少年保護協會の會長エドモンド・ヂ、グロート氏は一千八百八十七年に於て一書を著し痛く公立の小兒恤救組織を批難して云へらく我大陸大府の過半は政治の裝飾品たる貧民救濟費の重荷の下に呻吟せり若し公衆にして此等犯罪的貧民の爲めに煩はざれば我政治及び社會は更に其面目を一新するならん現に新紐府の如きは昔し英國政府の壓制の下に在るよりは今又一層此等貧民救濟費の重荷の下に呻吟するにあらざるや眞に氏の言たる事實を穿ち得たるものと謂ふを得べし氏は又大に

カリフォルニア州に於ては今に至る迄犯罪人、貧民、等の一階級が始終賢明なる少數の人民の講究せる彼等取扱方の經濟的且奏効的の方策を排撃する風習あることを慨歎せり現にカリフォルニア州に於ては公費を以て恤救する小兒乞食のみにて千人に付唯六百人の費用丈を彼等小兒乞食の父母及び親戚の負擔する所たるなり而して此等貧民救濟所、監獄署、等の多數は益々此等犯罪人、貧民等を増加する媒介所たるなり其故にやミチガン州に於てはよりカリフォルニア州に於ては人口の割合を以て論ずる

若此等慈善の厄介者たる少年乞食のみにても十二倍の比例を示し從てミチガン州に於てはよりカリフォルニア州に於ては犯罪の數遙かに超過せしむるや

上述の如く於ける厄介者多少の差異の原因を擇ぬるにミチガン州に於ては此等厄介者取扱方に付ては實に賢明なる方策を取り此等厄介者を處分するとは主として厄介豫防の本義に則り眞に可憐のものにあらずされば之が世話を爲さず又之が世話を爲すにも制限を設けて制限外を超えしむる殊に小兒乞食の如きは凡二年間之をコール・ド・ラ・タートに於る公立學校に入れ然る後之を農家、牧羊家、等に配付し秩序的の生活を爲さしめ國家は年齢二十一年に達する迄此等少年を監督し時々巡察官を遣はし之を監視す是れ上述二州に於る厄介者多少の差異の主なる原因なり現にミチガン州に於ては此百年間百に對する四十の割合を以て人口増殖せしに唯百に對する二十の割合を以て此等厄介者は増加せしなり嗟呼亦其結果の稍善良なるものにあらずや (未完)

講演

○大日本監獄協會講話會に於ける 法學士辯護士衆議院議員元 田肇君の講話 (承前) 速記 昔西明寺時頼が妾を變じて諸國を廻りました時奥州の極

編に往て或る寺に宿を求めた所が何處の者か難くないや
つたかといつて宿を貸さなかつた、其處で其寺の腐敗
して居ることを知て改良したと云ふことがおさります、
此時頗か廻つて歩いた様な姿であつたならば随分驚く
ふとを發見することが出来るであらうと思ひます、今は
昔となりました政府のお役人が民情視察と云て地方に
參るものとあります、其時には豫め電報を打つとか、又
は郵便で報知してあるから其地に着する際には官吏が
出迎ひに出て如何にも仰々しく立派ではあるが借て實際
は民情を視察するのでも何でもなく縣廳或は其他の人の
報告を受けて之を政府に報告するに過ぎぬと云ふおとで
あつたさうでおさります、是れは以前のおとであり、
監獄の巡視として廻ること杯も成規上如何にも立派に
致しました所が、又其に巡視して廻りました所が今日は
何の某殿がれ出でになると云ふので巡視されても差支へ
ない様に表面を取繕ふて置くこと云ふことでは恐くは巡視
も其効を奏すとは難いことであらうと思ひます、
然らばどう云ふおとをしたら宜いかと云ふに私杯が即座
に御答への出来るおとではありませぬが兎に角私の信ず
る所では法律は如何にも改良致して當局者も十分御注意
になりて其邊の所に人を得なければ法律の實効を奏す
るおとでは出来ぬと云ふことを茲に一言したいと思ひま
す、勿論賢明なる典獄諸公の前で斯かるおとを申すのは
甚だ失禮でおさりますが諸公に於て此の如きおとがある

と云ふのではない總ての事柄が法律々々と云ふ今日の世
の中であり、法律々々と云ふ世の中になると法律と
して實効を斯するおと云ふ働きの點がない以上は所謂徒法
に属して何にもならぬ文明國の飾り物になつて仕舞ふで
あらうと思ひます、之が實効の點に付きまして私の説
は述べましておさります、尙ほ是れから監獄協會の人
に向て希望を述べたる積りである、監獄協會の人ではない
多しは是れから外國の先生も述べたるおとでござり
ませうし岸君其他のれ方も述べられたことであり當局者
のれ方は十分心得になつて居るでありませう、夫れから
改良をする點に付きましては内務省で諸公を呼んで御相
談になつて居るおとでござりますが唯々相談ばかりでは
役に立たない、分房制を設けること其他百般のことは諸
君は斯うしたる良くなる、あゝしたる良くなること云ふこ
とは業に既にれ分りのとでござりませうが之を實行する
にはどうしたる宜いかと云ふとは今日は未だ承はらぬや
うである、監獄百般の改良を施すに付きましてどうすれ
ば改良を遂げるおとになるかと云へば今日の儘では私に
ならぬことであらうと思ふ、中には反對のれ方もあるか
も存じませぬが其邊には頓着ありませぬ儘きに政府から
監獄費國庫支辨に付ての問題を議會に出提しましたであ
ります、私も之に賛成でありましたが遂に否決になつた、
昨年亦提出しただけでも又否決になつた、先刻述べ來

つた諸先生方が斯うしなければならぬ、あゝしたる宜か
らうと云ふおとは今日の儘でなくして監獄費を國庫の支
辨にすれば宜いが今の儘ではならぬと云ふことは異口同
者であらうと私は信ずるのであります、果してさうであ
れば諸君が斯う云ふ制度を設くるが宜い、斯う云ふ方法
を取らなければならぬと云ふのは是れは所謂座上の談に
過ぎない相談である、之を實行する方法手段を講じな
ければならぬ、夫れは何であるかと云へば監獄費を國庫
の負擔として十分の事を仕遂げると云ふことが大變大切
のおとであらうと思ふ、爰に此お話を致しますると國庫
支辨の必要あるとは分つて居るが容易に行はれぬと云ふ
返答があらうと思ふ、所が容易に行はれぬのではない、
必要の能く分つて居ると云ふのが間違つて居るのであ
る、政府が國庫支辨案を出します時にどう云ふ理由が附
してあるかと云ふと三個の理由が附してあつて其一には
國法に違背する者を罰するのであるから國家が其費用を
負擔しなければならぬと云ふおと其二には各府縣共に罪
人が往つたり來たりする者であるから一地方の罪人を他
の地方に托しては其當を得ない、其三には監獄を改良す
るには之を統一しなければならぬ統一するには國庫支辨
でなければならぬと云ふ簡單なる理由であつて國會に於
ては此事を批難されたが多くの代議士に果して之が必要
であるおと云ふおとが頭の先さか足先の先きまで徹底して
居るかといふと決して徹底して居らぬのである、若し監

獄の總ての改良をするに必要である之がなければ監獄は
進むおとは出来ぬと云ふ程の問題であるならば經費の
點は暫く措きまして國家事業として經費は入つても國庫
支辨として改良しなければならぬと云ふとは明かな話で
ある、然るに顧みて監獄費國庫支辨になつて人民の負担
をするやうになると云ふことを調べて見ますと是れも御
承知の通り明治十七年以來各府縣會からして時々建議を
出して何卒國庫の負担にして呉れるやうに地方税の通り
では堪まらぬと云ふことが出て居るのである、然るに悉く
之を希望して居るかと云ふとさうではない、現在地價輕
減地租輕減と云ふ如き地主とか云ふものに限るのとは違
つて誠に徴收の出来ぬやうな貧民にして一家を立て、居
る者にも及はすのでありますから民力休養の點に付ては
最も是れは必要と云はなければならぬ、然るに議會に此
案を提出致しまして多く論ずる所は何であるかと云ふと
民力休養になつて是れ程良いことはない、然るに何んで
之に反對するかと云ふのであります然るに國家事業を起
すと云ふものは唯々人民の休養になると云ふことを眼目
にすべきものではなく必要の事業は人民の負担として必
ず仕遂げなければならぬ筈である、即ち監獄費國庫支辨
のおとは監獄に付て最良方法であるから假令人民の負
担は餘計になつても斷乎として行なはなければならぬお
とは明かな話である、然るに代議士は勿論其他の人民に
於て監獄の改良は必要であるが之を改良するには是非共

講 話

負担が重くなつても——國庫支辨にして仕舞はねばならぬと云ふことを調べますとは漢として聞くことがないのである、今日は憲法政治の世の中である此の世の中に五人や三人の頭で必要として居つたのでは決して行はるゝものではない、若し監獄改良のおとに諸君が御熱心であるならば單り監獄協會のれ方の頭で信するのみでなく其當局者に向て之を訴へ大に天下の輿論を喚起するゝ必要である、是れは經費の負担は重くなつても之を仕遂げねばならぬのであつて負担の輕重を問ふべきことではないと思ふ、然るに顧みて監獄費を國庫支辨にすれば經費の負担を重くするかと云へばさうではない、細民に至るまで三百万圓を掛けてある金を減輕すると云ふ民力休養の良い方法手段になる道理であつて且つ監獄の改良になる案であります、然らば之が實行にならぬ等はないのである、ない等であるのに今日まで行ふことの出来ないと云ふのはどう云ふ譯であらうかと思ふのであります私共は昨年は自分の案として議會に提出致しましてござりますが今年の冬も之を提出する考である、諸君が若し十分に之を國庫支辨にしなければならぬと云ふ御思想でありますならば願くは此冬は國庫支辨になるやうに是れか御盡力を仰ぎたい希望を持って居るのである、之を諸君が政府の方からして持出したとでもあり人民の方からも或る議員からして持出して居るから行はれるであらう、行はるれば宜いがと云ふ様なみではなからぬのであ

る、或は當局者にあつては行ひ悪いかも知れませぬが監獄協會は當局者のみが會員ではないと思ふ此監獄協會員は監獄協會を中心として天下に運動をする……政黨杯の様に演説をして廻はる譯ではありませぬが……御銘々其選舉區から出て居る議員に此事を説き勧めましたならば監獄費の國庫支辨になるおとを信じて疑ひないのであります、私も議會で一二運動したこともありますが彼の法典延期問題の如き恐くは黨派問題でないものであつてに付て腕力を恣まゝにしたかと云ふと決してさうではない、泣て友達の議員に訴へ切に反對の議員を説き又當時の大木司法大臣榎本外務大臣は殆んど全力を擧げて此案の通過しないやうに斷行になるやうに盡力されたのである、此の如く全力を擧げて之を争ふたからと云て斷行を主張する者が更黨と云ふ誹りも受けず自由自在の語でありましたが非常なる運動の爲めに遂に彼の大法典は延期する結果に至つたのであります、其時の運動の非常でありましたまは我々は二十三年以來議會の運動上に於て嘗つて見ない所でありませぬ、夫れ故に功を奏することが出来たのであります、監獄費に至つても此監獄協會が中心になつて眞に國家の爲めに此改良を遂げなければならぬ此案を通過せしめなければならぬと云ふまに諸君が御熱心になつたならば安々と此案は通過するよとであらうと思ひませぬ、

私は諸君に向て學術上の演説を致しましてかゝる改良はどうか云ふやうにしたら宜からうかと云ふことを申し上げたのでありますけれども取調べます進もござりませぬ其道に暗いことでもござりますから申し上げませぬ、唯々如何なる講義をなし如何ある法律を設けても當局の人が十分に其法律を行ふと云ふことに熱心しなければ役に立たぬと云ふおとを諸君の前で申すのは甚だ失禮でござりますが之を一言述べ併せて職事百般の改良をするには國庫の負擔としてやらなければならぬ之を國庫の負擔にすることの出来る出来ぬは諸君が熱心に力を合せて御盡力なさるとなさらぬと之が分かるゝ所である、其他のことは學者其他の人に取調べをさせても宜いのである、熱望の餘り過劇の言を吐きましたおとに深く諸君に謝しまするおとでござります(滿場拍手大喝采)

○同上獨逸法學博士辯護士岸小

三郎君の講話(承前)

鑛 轉速記

條件付の宣告はコンデーションナルと云つて罪人に條件を附けて言渡す、其事と云ふものは有名なるリスト氏並に殆んど世界の刑法學者と云ふ者が研究に全力を委ねて居るのである、先づ之を委しく申しますと始めて罪を犯した者に限り或る年限中例へば五年なり五年の間に、も一度犯罪をしなければ始めの犯罪は許してやると云ふ條件

を付けて裁判の宣告をするのである、始めて刑に服すべき者が再犯でなく初犯であつたならば五年の間罪を犯さなければ始めの罪は免せらるゝ其代り若し再び罪を犯したならば其處罰を罰せらるゝのみならず先きに免除すべき約束をした罪までも罰せらるゝのである、夫れを條件附の宣告と云ふ、此條件附の宣告と云ふことに付ては學者の間には殆んど異論を唱へる者がなく學者間の輿論となつた、夫れと云ふものは監獄から出て来る者に大罪人が出来て来る故に監獄は人を改良するものでなくして人を改悪する弊がある、夫れを防ぐには條件附の宣告をするおと云ふおとは如何なる學者も之に對して否など云ふ者はないのでござります、併ながら實際家に於ては往々夫れに反對を唱へる者があつて假令條件を附した所が一度犯罪を爲した者を刑に處せずして社會に置くのは社會の爲に非常に危険である、故に其事柄は理論に於ては完全無缺であるが、之を行ふのは尙ほ云いと早ふ様な反對説が實際家の間にはあります、さう云ふ譯でござりますから只今其制度が一般に行はれて居るとは云へないが一二の行つて居る國を擧げますれば先づ白耳義である、此國は歐羅巴では極く小弱な國ではござりますけれども併し東西の文明の制度を悉く採用して居つて殆んど歐羅巴の學者の試験場にして居る國である何んでも先づ白耳義で行つて見るが宜いと云ふので此事に限らず第一に採用するのは白耳義でござります、夫れで此條件附の宣告

と云ふも外の國に率先してやつたので千八百八十七年七月一日に之を採用した即ち六ヶ月以内の刑に處せざるべき者に限て此制度を採用して見た、其曉き一昨千八百九十一年四月に於て其結果を報告した、夫れは何に向て報告したのであるかと云ふと歐羅巴に於ては、萬國刑法會議と云ふ萬國刑法學者から成立て居る團體がおさります、其會に白耳義政府が報告をした、其報告は詳細なる統計の事實に依て條件附宣告に依て善良なる結果を得んと云ふとを報告しました、學者の考では此事は今迄千辛萬苦して研究した者なるか果して實際に適ふかどうかと一日千秋の思ひをして待つて居つたが其報告を聞いて世界の刑法學者が大喝采をしたと云ふ是れは千八百九十一年の春に萬國刑法會議に於て起つた事柄である、夫れか引續いて之れを採用したのは佛蘭西である、佛蘭西は白耳義に於て好結果を奏したと云ふ年即ち千八百九十一年に其法律を制定した、其法律はさう云ふとであるかと云ふと白耳義よりも推廣して總ての犯罪に押し當て始めての犯罪は其大小輕重を問はず裁判官に於て之を是なりと認められた以上は條件を附して五年に再び罪を犯さるに於ては其刑は許すと云ふ法律を制定した、佛蘭西に於ては只今夫れを實行中である故に其結果如何は未だ知られませぬ、白耳義の結果は良かつたけれども其實行した間と云ふものは僅か一年ばかりの所の結果を見て報告したものの故確かなことはと云へは只今佛蘭西の結果はさう

であるかと云ふとを首を長くして待つて居る有様である之れを實行したのは佛蘭西と白耳義でおさります、其世界に於て學問と云ふことには外に一步も譲らぬと云て居る獨逸では如何であるかと云ふことを申上ぐるに條件附の制度の良いと云ふとを論じた學者の出たとは獨逸が一番多くて學者の間に萬口一致一人も非議をする者はおさりませぬ、併し未だ實際には獨逸に行はれて居らぬ、其通り世界各國に於て既に行つて居る國もあり、將に採用せんとする國もあり其上に獨逸の學者は之を採用するおとを勧めまして全國の裁判官と全國の檢事とを悉く寄せて夫れに關する諮問會を開いたと云ふことがあつた、其諮問の爲に集會した人は裁判官典獄檢事と云ふ様な實際家ばかりでおさります、其言は、學者に較ぶれば保守的の考を持つて居る人が多いので其間に非常な議論がおさりました、其要するに時が尙ほ早い、成程學者の想像では善良なる制度であらうが知らぬものを行ふには時が早い或は絶對的に之れは外の人民に危険を與ふる制度であるから行ふおと出来ぬと云ふ反對説があつたが遂に其反對説が多数で採用せぬおとなつた、併し一人かの少數で負けたので實は幼年の犯罪者に於て此の考を持つて居た人が多かつたのである、獨逸の實際家は餘程保守的の考を持つて夫れを早いとして居ります、併し獨逸の監獄の制度に前に云ふが如き弊がないと云ふとは見て居らぬ、殊に幼年者若くは短期の者に此弊が著るしい從て之

を救済しなければならぬとは假令實際家と雖も之を認めて居り此改良に付ては一日も忽にすべからざるおと實際家と學者とを問はず憂ひて居るおとでおさります、此條件附の制度を今日採用する代りに今の監獄を一層改良して所謂單獨一人一人別の部屋に入れて他の者と交通させぬと云ふ歐羅巴各國に行はれて居る制度を嚴重に行ひ殊に短き刑期者並に幼年の犯罪者を單獨制の監房に入れて置くおとを一層嚴密に行ひ且つ監獄政の改良も一層熱心に之を計つたおと或は新に條件附制度と云ふものを採用するよりも勝つた好結果を得るであらうと云ふおとで目下監獄の改良に汲々たる有様である、夫れから隣に往つて奧太利はさうであるかと云ふと奧太利も同様な關係である、丁度私の居りました千八百九十一年頃には奧太利政府は非常に新しい主義を採用して世界の學者が論ずる所の條件附宣告の制度其他無罪を言渡す者に對して損害賠償をしてやると云ふ學者の唱へて居る所の學說を採用し國會に提出せしに何ぞ計らん國會では之に反對であつた其反對に付て矢張り監獄制度の惡いおとが口實になつて居る、即ち今日裁判官でも監獄の官吏でも一定の學問をしたものであつて其制度に從て裁判治獄が良く行はるゝ以上は法律の改良は左まで必要がない假令善法ありて雖も裁判官の任能く之を適用せざる以上は其用を爲さぬ又裁判組織が發達して比較的完全の制にならなければ幾ら法律を改良しても何の役にも立たぬ又監獄

行政の任に當る人が行届かぬならば監獄の改良は出来ぬと云ふ議論が非常に多数であつて大なる希望を以て出したる所の刑法改正案は脆くも排斥されたおとである、夫れに依て奧太利では刑法改正のおとは暫く措いて今は監獄改良のおとに熱心從事して居る有様である、さう云ふ譯で今歐羅巴に於ての監獄の制度は弊害がある即ち監獄の行政が十分行届かぬおとは各國其規を一にして居るのである、此の如く佛蘭西白耳義の如きは條件附の制度を刑法の中に採用して其弊を少なふことを務め又夫れを採用せずして監獄を改良して一人一人を別にする單獨制を嚴密に行つて其弊を救済しやうと云ふことを試みて居る國もある、兎に角何れの國を問はず監獄の弊を矯めるおとに従事して居ることは各國其規を一にして居る所である、借て日本はさうであるかと云ふ斯う云ふことが自然考の中に浮んで居りますが誠に面目次第もおさりませぬが日本の監獄は實際ドンな工合になつて居るか知らぬ、随分向ふでは數ある監獄署を見ましたが日本に於ては一の監獄署を見たことがない夫れで此會の會員小川君に約束をして是非見せて貰う等であつたが未だ今日に至るも其約を果さぬ次第である、さう云ふ譯でありますから只今私が日本の監獄の行届いて居らぬおと、制度が惡いおとが批難めいたおとは申しませぬが先づ比較的に達發して居る歐羅巴各國の實際から推して見れば我が日本の監獄に於ては罪人の心をより悪くする即ち罪人の心情

講話

をして改悪すると云ふ弊は幾分かないまども無かつたうと考へます、若し無かつたならば此上もない結構なことで外國へ對して誇るべきまどもおきませんが外の國に比較して見たら其弊は免れはしまし或は外の國より多くはないかと云ふことが何となく私の頭に浮んで居る、聞く所に依れば兩三年前我司法省に於ても此頃歐羅巴に流行つて居る條件附の制度を刑法中に採用しやうと云ふことを議したことであるが新制度を用ふるまどは早いと云ふまどで夫れをしまかつたと云ふことを承つて居る、即ち歐羅巴でも一兩國しか行つて居らぬものを採用して反對の結果を來たすとを危ぶんで此新主義を採用せぬとは極めて私も賛成であります、決して今日俄に採用すべきものではないと考へます、然し其主義に依つて監獄の弊を救療せざる以上は何にか外の道に依て之を救療しなければならぬ、其外の道と云へば唯單獨制を嚴密に行ふより外に仕方がない、借て其單獨制は我日本に行はれて居るか、行はれて居らぬか若し行はれて居るならば下の位の度まで行はれて居るかど云ふまどは不案内でありますが只今外のお方から聞けば夫れは試めし中であると云ふまどであつた、所が今の條件附制度採と云ふまどは随分議論もあり全く新しいまどであるか研究して見なければなりません、此單獨制の事柄に至つては今日殆んど歐羅巴何れの國にも行はれて居つて其結果も良いまどであるか研究も試めす必要もないと思ふ、一時も早く實行しなけ

ればならぬと深く信じて居ります、之を實行するには金も要り色々實際上の事柄もおきりませうか其事は當局者の探るべきまどとして兎に角條件附の制度を採用せざる以上は少なくとも單獨制を嚴密に實行して從來の弊を改良しなければならぬことを私は深く信じて疑ばない所でおさります(蒲場拍手大喝采)

諷 議

山雀

見聞山人

其昔し山雀の藝大いに流行を極めしとき人々の注文イヤ見物引きも切らさうしか其山雀共の中にて一羽優れて技藝の上手なるあり此は最も狡猾にして毎々興行の規則を犯せしかども巧みに犯跡を蔽ひしかは一度も餌責めなどの苦を受けたるまどなし。番人の衆等痛く之を憎み別段に注意し居るまど知らず或日例の山雀他の麻の實を以て窃に啄み嘴をふきて居たりしを早くも押へて之を山雀使ひの司さにと訴へけり。司さ之を吟味して相當の掟に照さんどなし給ふ處へ山雀使ひ息せきと馳せ來りて司さに白さく知らせ給ふ如く頃日興行非常の繁榮にて殊に此れは場内第一の技藝者、規則と申すも瑣細の事柄、差支への廉推慮ありて特別の御處分あまはしく特に貴下より御誂へなる嫁入の御調度イヤ嫁入の振り事など皆彼か引受けなれば此度の處は私めに御下渡し下さらば格別入念の

演藝御覽に入れ奉るべくと哀訴せり。司さ嫁入の振り事と聞きて日限あるに心惑ひ、やがて其願ひに任せられければ山雀は益々得意となりしとぞなん

安倍川餅の招牌

策堂居士投す

一老客あり罕に余を訪へり余か安倍川を裁して饗せり客曰く今此饗を受くるに方り偶々一談柄を思ひ起せり我れ壯時獨り東海道安倍川宿を過りしとあり軒を連ねて名物安倍川餅と呼び各々競ふて客を引く、我れ名物に美味なきを知る然れとも亦た雞肋の憾なきにあらす遂に店頭に進めり時に行脚の禪僧あり弊衣甚た見惡し其昔彌次郎喜多八か失敗を取りし名物の招牌を流胸しツト床机に腰を寄せたり店婢其一盆を捧ぐ僧之をれ一瞥し忽ち艶然として身を起し猛然として大喝すらく咄何者を羊頭を懸けて狗肉を賣ると禪杖を振つて一盆を打破し飄然として去れりと余襟を正ふして曰く禪僧の舉措稍や喜多八等一門の嫌なきにあらずと雖も余や此類の瞞着手段を惡むまど切なるを以て寧ろ其奮激に左袒せざるを得ず客曰く然り然れども世間是より甚しきものあり余曰く然りかの藝妓の如き名は夫れ藝妓なれども其實甚句の一手も危く而して恬然藝妓と稱す豈風教の大罪人ならずや客曰く然り然れども世間仍は是より甚しきものあり余曰く然りかの清元延何と云ふか如き公然遊技指南の招牌を懸け密かに弟子を淫蕩に誘ふものあり其罪前者に過ること一等等な

すや客曰く然り然れとも世間更々に是れより甚たしきものあるを知らずや余曰く其是れより甚しきものとは何をや客愕然として欺して曰く居れ我れ汝に語らん茲に技もなく藝もあることなく一も得たる業なくして而して傲然業を授くと稱するものあり夫れ師は業を授くるもの稱なり然るに授くべきの業なく技なく而して業を授くと稱す豈咄々怪事ならずや區々たる清元節の師猶は其技藝の熟達を認めて後に延の一字を許すかの無藝無業の師抑々何物に由りてか此稱を得る嗚呼羊頭を懸けて狗肉を賣る欺詐固より惡むべし然れども猶は狗肉ありかの一片の肉なくして其價を問するものど日を同ふして論すへけんや今若し禪僧のあるまどは禪杖の觸るゝ所傷痕なくして止まんや慷慨之を久ふして去れり

雜 録

曲木如長君監獄巡遊

所感

本會特別會員曲木如長君は今回關西地方を巡遊し監獄の實況を視察して歸京せられたり同氏の所感に付き其大略を聽き得れば左に掲ぐ。各地共に罪囚の夥多なるは今日の通患なり。余が今回經歷せし地方は廣島、愛媛、香川、岡山、兵庫、大阪、京

都、名古屋等にして到る所監獄本署は勿論、支署までも
 巡覽し傍ら感化保護事業の一斑をも、視察したるが何れ
 の本監獄も四人の數、千以上に達せざるはなく、其最も
 多きは既決未決を合して四千以上(大阪の如き)に至る者
 あり、其中再犯は初犯よりも多くして其割合一倍若くは
 三分の二以上に至るものありて、將來益を増加するの傾
 向あり而して今日の監獄は惡事傳習所、罪人養成所とも
 云ふべき有様にして一度監獄に入るものは以前よりも
 悪くなりて出獄の後却つて一層惡事を働くに至る。現今
 我國の監獄は所謂雜居制にして多數の囚を一監房に拘
 禁するを以て罪質、犯數、年齢等に依つて別異するの規
 定なるに拘はらず其別異の未だ充分に行はれざるれば
 惡智の交換を防ぐに足らざるのみならず囚人獄中にて相
 互に知り合ひとなりて出獄の後共謀して再び罪を犯すに
 至るは免るへかざるなり適々分房監なるものあるも極
 めて僅少にして試験的に之を使用するに過ぎず然れども
 余が實見したる所にては分房監は罪惡を傳播せしむるの
 恐れある所謂質の惡き囚人に付ては懲戒の効を奏するも
 の、如し、經費の許すに従ひ將來分房監を増築するは監
 獄改良上必要なりと信す、再犯人の多きは何れの國に於
 ても然らざるはなく、其防遏策を講ずるに汲々たりと雖
 も、殊に我邦の如き窃盜は囚人の大部分を占め之に次ぐ
 ものは詐欺取財等の如き財産に對する罪にして改過遷善
 せる者甚だ尠なく其四犯五犯六犯等の者は珍しからず、

十犯十一犯甚しきは十七八犯までに至る者あり、尤も其
 中には監視違犯の如き餘罪あれども窃盜罪の七八犯、十
 犯までに達するは實に驚くべき事實なりとす
 再犯を防遏して罪囚を減少するは實に我國目下の急務に
 して社會の害惡を除き國家及び地方經濟上の負擔を軽く
 するが爲めに其救治策を講せざるへかざる。余は之が救
 治策の一として出獄人保護の益々必要なるを感じたり即
 ち監獄より出る者にして引取人なく、忽ち活路に迷ひ窮
 困の餘り再び不良の事を行ひ法網に罹る者少なからず、
 是等刑餘の者に對しては須らく一の保護會社を設立し相
 當の職業を授け特に丁年未滿の者に付ては教育を施し良
 民たらしめんことを務めざるべからず、京都及大阪には
 感化保護院の、設けあり未だ其事業の充分發達するに至
 らずと雖も、社會の爲めに公益を與ふるは信じて疑はざ
 るなり。我帝國の首府にして人口百萬以上を有し囚人の
 數亦少なからざる東京に於て未だ保護會社の設立あるを
 聞かざるは實に遺憾に堪へざる所なり。余は出獄人保護
 事業に付ては特に當局者及び有志者の獎勵贊助を待つて
 與起せんことを切望するものなり。余も亦此事業に付て
 は及ぶ丈け微力を竭さんとする考なり
 序に京都感化保護院を一覽して其成績を聞き得たれば參
 考の爲めに一言すべし明治二十二年二月より全二十六年
 六月に至る五年間入院者七十四名の中正當に退院したる
 もの三十名にして、商業に従事したる者三名職業に従事

したる者二名、雇人となりたる者七名、其他は農業に従
 事して何れも改後の狀を表せり。而して退院者六十五名
 の中再び罪を犯して監獄に入りたる者十二名に過ぎずと
 云ふ、以て比較上其好結果を得たるを知り得べきなり。
 又大阪天王寺内にある感化保護院は現今住職森祐順氏の
 専ら維持する所に係り、極めて徹々たるにも拘はらず是
 れまで同氏の薫陶に依り真心改悟せし者若干名ありて何
 れも正業に就き良民となりて同氏の此慈善的公益事業
 に熱心なるは感するに餘りあり

余が今回巡視せし二三の地方に於ては當局者は勿論、地
 方議會の常設委員に對しても愚見を述べたる所ありしが、
 現今我國の監獄は地方税支辨に係り、從て議會は其經費
 上監督權を有するを以て或は監獄經濟の事に就ては當局
 者に向て注意を加ふる者ありと雖も監獄改良の主眼たる
 雜居制の弊害、遇囚等の事に論及する者鮮なく監獄改築
 等の必要を認めながら其經費の支出を可決せざるものあ
 り又地方官の如きも熱心に之を主張せざる者なきにしも
 わらず就中地方にては監獄費は早晚國庫支辨となるへし
 ど窃に信するより之に關する支出を欲せざる者あるが如
 し監獄費の國庫支辨となるべしと政治上の問題に屬し
 今日之を知るに由なしと雖も其事を當てにして改築修繕
 等缺くへかざるの費用を支出せざらんとするは慨嘆に
 堪へざるなり
 各地に於て典獄は職務に勵精し獄事改良に熱心なる者多

し然れども看守押丁の内には間々弊害あるを免かれず即
 ち是等の獄吏は在監人と日常直接し其戒懲に任するを以
 て、其人を得ること治獄上極めて切要なり、如何なる良
 典獄と雖も看守以下の吏員職務を怠り不正の所爲あるが
 如きとあれは獄務の整理を期するも得へからざるは言
 を待たず

余は犯罪減少の一方法として社會に實害少なき輕微の犯
 罪は成るへく之を擧げざるの主義を執られんことを當局
 者に望まざるを得ず之に反し實害多き犯罪例へは強盜
 盜、贓物に關する犯罪就中其再犯以上の者に付ては刑期
 の範圍内に於て嚴重に處断せられんと亦當局者に望ま
 ざるを得ず、賭博犯、監視違犯の如き地方に依り其囚人割
 合に多きを見る其習慣犯等にあらざるものにして極めて
 犯狀輕きものは成るへく説諭等に止め監獄の囚人を増加
 せざらんばと勉めざるべからずと信す
 囚人作業の事に付ては懲戒に適するものを選びざるを得
 ざるは勿論なるも成るべく出獄の後自活の道を得せしむ
 べきものを授くるは極めて必要にして不生産的の作業は
 成るへく之を課せざるべしと爲すへし又衛生に害あるも
 のは一切之を課すべからず例へば藥工の如き至る所健康
 上害あるを聞く而して之に従事する者は眼病其他呼吸病
 等に罹る者多き、爲めに監獄中之を廢するの方針を執る
 ものありと雖も實際之を用ふるもの多きに居るか故に一
 般に之れを廢し他の生産的の職業に換ふるを可とすべし

監獄衛生に付ては概して監房清潔なるも其構造宜きを得ざるか爲め又團圓の不完全なるか爲めに間然すへきもあり就中病監の設けなきことろに於ては普通の監房に病囚を入れたるものを見たり刑事被告人の如きも亦然り地方に依り罹病者の數多からず肺病、消化器病、營養病等の患者中割合に死亡者多し衛生の事は實に忽にすへからず病監なき所にては一日も速に其築設を圖ること肝要なり

刑事被告人と囚人との取扱に付ては其間に寛嚴の差等あるは當然にして監獄則に於ても區別を爲せるも、實際囚人と異ならざるの所遇を爲す者あるか如し、余は刑事被告人を優待すべしと云ふにあらず其罪の未だ定まらざるものなれば相當の取扱を爲すを適當なりと云ふのみ、余は或る地方に於て拘留監の囚人監よりも建築構造疎惡にして甚だ劣り不完全のものあるを見たり、是等は最も改良を要する所なり

幼年囚及び懲治人の教誨感化のことは極めて必要なるも實際好結果を得るおと少なし窃盜犯の如き十六歳未満の幼年囚中にも随分多く且つ丁年囚よりも却つて盜術に長じたる者あり、幼年囚改良の方法を講ずるは治獄上緊要なるを信す

要するに我國獄囚の數は年々増加するの傾きありて二十四年在監人の總數は七万三千五百九十四人なり(二十五年内務省出版國勢一斑に據る)其一人一日の費用を二十

錢と假定すれば一ヶ月五百二十九万八千七百六十八圓の巨額となるべし監獄の爲めに年々此の如き巨多の金額を費し、而かも人民の負擔を重かしくしむるを以て獄事の改良を圖り從つて罪囚を減少するの策を講ずるは實に今日急務中の急務なるを信す云々

○島地の監獄

島地の監獄は實際監獄掌理者たる典獄の管轄外にあるか如く殆んど一種別物の觀なきにあらずが如し現に小笠原島監獄の如きは東京府知事之れを管理し警視廳典獄は與かり知らざるなり又沖繩縣下八重山島には監獄則施行せられすと聞く左れば島地の監獄に付ては特に完全なる規定を明示せられんことを切望し蓋し右等の如き有様は監獄則に於ても認められざるおとならんと信するなり

通信

○蒸蒸器械の効用

宮城縣監獄署に於ては客年十一月中腸窒扶助病流行し之に感染したる囚人殆んど一百名に近く發病以來豫防を怠らざりしも本年四月に涉りて仍ほ撲滅の効を奏せず此際適應の蒸蒸器を設備し在監人の被服臥具等を蒸蒸し一般に消毒法を實行せんとて仙臺市鉄工村井重春なる者に命じ鉄製蒸蒸器を製造せしめ(代價金百貳拾五圓五拾錢)之を以て一般に消毒法を舉行せし所其温度百度以上に蒸沸

し能く其消毒の目的を達したるのみならず從來撲滅に苦み居りし監房内半風子も全く驅除するに至れり(右宮城縣監獄署報す)

○看守教習卒業

福岡縣に於ては第二期看守教習所授業生六名へ去る八月四日卒業證書を授與せられたり
福井縣に於ては看守教習所授業生左記五名へ去る七月三十一日證書を授與せられたり内森田岩次郎君には特に優等證を付與せらる

- 森田岩次郎君 佐藤敬次郎君 菱川 喜之君
- 久野 新君 雨川與太郎君
- 宮城縣に於ては左の看守教習所授業生諸君に去る七月廿六日卒業證書を授與せられたり
- 尾越祐五郎君 本間 主名君 齋藤三千三君
- 柏 安治君 菅野英之助君 佐藤巳之治君
- 本川 龜松君 内海 榮君 長谷金太郎君
- 菅野 直吉君 市田 德榮君 中村 啓助君
- 香川縣看守教習所に於て去る明治二十四年七月以來看守勤務教習課程を卒業し卒業證書を授與せられたる諸君は左の如し

- 笠原 正進君 林 弘道君 倉知 岩次君
- 小木原三之助君(以上第一回傳習生)池田 照治君
- 松本庄太郎君 吉原 鍊造君 森田 嘉文君
- 石川平次郎君 相馬 雲平君 新森 吉郎君

○獨逸感化院概況

ホルテ感化院はフツンブルヒ府に設く男女を家族法を以て感化す本院は最も有名のものなり○ホーハルト感化院はイハン河邊に設けあり九十名の男女を感化し宗教組織を以て管理するものなり○シンメルネ感化院はパーシヤラシウ府に設けあり男女八九十名を入れしむるものにし

- (以上第二回傳習生)竹内 筱君 野島 九一君
- 井上音五郎君 樋谷 義傳君 雨宮 政治君
- 高橋 信藏君 杉木藤三郎君 北岡莊一郎君
- 和波 兵一君 岩瀬嘉太郎君 荒井平太郎君
- (以上第三回傳習生)香川重正君 小川貞次郎君
- 榎本 健市君 末澤 春次君 關 島二君
- 槌家 嘉行君 右河 光輝君 吉田 嘉敬君
- (以上第四回傳習生)野澤 寛君 原田千太郎君
- 池田 饒禮君 吉田 善太君 村川 周藏君
- (以上第一回教習生)佐々木豊吉君 武下 仙藏君
- 泉川房太郎君(以上第二回教習生) 眞鍋茂太郎君
- 阿合新太郎君 佐藤勝三郎君 近藤 正廣君
- 小比賀義八君(以上第三回教習生) 河野 藤太郎君
- (以上第四回教習生)小松馬太郎君 中村清次郎君
- 藤岡文之助君 深見 充君 三野彌三郎君
- 三川 孝則君 板倉 煥太郎君 宮井 兵太郎君
- 渡 徳厚君 高島 高藏君 猪山梅太郎君
- 森 善三郎君 百々 直光君(以上第五回教習生)

て是又宗教組織を以て管理す○コロキウ感化院は少女のみ百二十名を入れしむ宗教組織管理法なり○マウエセルトルフ感化院はコロキウ感化院と同一の組織にして少女百十名を入れしむるものなり○ニウルフト感化院は男女二百五十名を入れしむる是れ亦た宗教組織なり○フツール感化院は宗教組織を以て男百七十名を入れしむ○マウシヨールウ感化院は男女八十名を入れ家族法を以て管理す○エウルバン感化院は宗教組織を以て男女百二十名を入れしむ○ベルリン感化院は男九十名を入れ家族法を以て管理す○サツキスブラウンスドル感化院は少年中の高齡者には家族を施し其他は宗教組織を以て管理す○サツキスグロススヘンネルドルフ感化院は十年より二十年の者を入れ専ら農業を授け且宗教組織を以て之を管理す○サツキゲウツランベン感化院は農業と工業とを少女に授け宗教法と家族法とを以て管理す○サツキスホイグスベルヒ感化院も亦た十年より十八年迄の少女を入れ家族法を以て農業と工業とを授くるものなり○ライン感化院は二十年未滿の者に農業及工業を授く該院の管理を三種に區別す一級は重罪少年の禁獄所となし二級は不良少年の授業所となし三級は貧兒及輕罪少年の教育所とす

譯

英國倫敦府感化保護協會千八百五十六年創立 條規

在文科大學 神谷四郎譯
譯者申す本條規の原文は佐野尚君令弟令三氏昨年歐洲に航せられし折り我監獄協會の爲め蒐集せられたる書類中の一に係る今小生之を譯するに方り原文の出所を一言し併せて同氏の勞を謝す
感化保護協會の目的
第一、感化院、保護會社、投職學校及ひ他の同性質なる諸場の爲めに中央協會たる事
第二、(イ)貧困又は放恣なる幼者の救護に備ふる「幼者教育資金」の方法に依り本協會に加入したる幼者救護に關する諸場所の維持費を補助する事
(ロ)「婦女教化資金」の方法に依り罪惡に陥りたる又は陥らんとする恐れある所の女子を保護する事
第三、本協會の諸役員(第十四、參看)を扶持する爲めに資金を募る事
第四、以上諸場の教育及び習業をして成功あらしむる事且つ殊に宗教を育に注意する事
第五、此種の諸事業及び其結果に關する報告等を蒐集且つ公布し其他諸場間に交通連絡の道を開き以て此種の諸場をして其事業に關する問題に付て一致の働きを爲すに適せしむる事
會員及び會友
第六、本協會の爲めに毎年二十一「シルリントン」以上を出金するものは會員たるへし又毎年五「シルリントン」以上

を出金するものは會友たるへし
一時に二十「ポント」以上を寄贈するものは終身會員たるへし
評議員
第七、評議員は本協會に加入したる感化院又は保護會社の代表者及び本協會の年會に於て選舉されたる會員並に年會迄の間に執行委員に於て特増加せし會員を以て組成す
第八、評議員は毎年總會の前日及びひ特に緊要なる事件を議決する爲め執行委員より招集さるゝ日に會合するものとす
第九、評議員六名以上より請求せらるゝときは其請求書を發せしより二十一日以内に臨時總會を開くへし
執行委員
第十、本協會の方向指揮は評議員の年會に於て選舉する所の執行委員に之を一任するものとす
總會
第十一、本協會の總會は毎年四月或は五月に於て執行委員之を招集す此會に於ては執行委員の報告及び前年三月三十一日までの會計の報告あるものとす
第十二、凡て本協會の會議に於ては出席の會員及會友其手を舉ぐるど否とさるを以て議案を可否するの意を表し其員數を點檢するとは出席會員十名以上の請求あるとにきに限る

特別委員
第十三、執行委員は其權限の一部分を會員又は常議員の互選したる特別委員に附託するとあるべし特別委員は其附託せられたる事項に關しては執行委員の指揮に従ふを要せず
第十四、本協會の事業は左の諸種の特別委員之を分擔す此他評議員又は執行委員に於て必要と認むるときは新に或る事項の特別委員を設けるとあるべし
(イ)幼者保護委員 兒童教育の方法を研究し本協會に加入せし諸場所の幼者管理人及救貧を掌る役員の事業を看視す
(ロ)感化院及投職學校委員 感化院及投職學校に關する問題を調査す
(ハ)擦鞋會社委員 此會社が感化保護事業に協力すると益す盛なぐんを計畫し擦鞋者管理人の事業を看視す
(ニ)出獄人保護會社委員 此會社を補助して出獄人保護事業の擴張を圖る
(ヘ)婦女感化委員 凡べて貧窮、不良及犯罪婦女の救養教化に關する事業を調査す
(ホ)慈惠貯金委員 加入諸場所の役員中病氣、又は不時の災厄に罹りたる者、役員のお衰事に堪へざる者、及役員の家婦孤兒を扶助する料として儲蓄しある資金を管理す

(一)出版委員 諸報告諸廣告及雜誌等すべて本協會の出版事務を處辨す

名譽役員

第十五、本協會の名譽役員は毎年の總會に於て之を撰舉す

第十六、本協會の會長、執行委員長及執行委員副長は其職掌として凡て本協會諸種の委員たるものとす

入會

第十七、大不烈頑友ひ愛蘭土に在りて政府の保証を得たる各感化院、授職學校及び此種の諸場は凡べて其申込次第本協會に入るを得べし

第十八、前條の諸場にして政府の保証を得ざるもの入會せんとするときは責任ある委員を有せるものに限り之を承諾す

第十九、政府の保証を得ざる諸場にして本協會に加入したるものは本協會より時々本協會の代表者を派出して檢閲するところあるべし

第二十、本協會は前條代表者の報告に據り入會の承諾を取消し又は此承諾に條件を附し又は代表者の意見を其場所の委員に注告するところあるべし但し此外決して其場所の内部の處務に干渉するところなるべし

第二十一、凡そ本協會に加入したる諸場所は毎年「ギニヤ」以上を本協會に納附し、其代表者各一人を出して本協會の評議員たらしむべし本協會は代表者を以て

會員を其會費を以て加入したる各場所の管理者及有給役員は本協會の慈惠貯金委員に選舉さるゝと得又是等の管理者及名譽役員にして一ケ年「ギニヤ」以上の金額を本協會に納付する者は凡へて會務の議に參與するの權を有し、且つ其通信又は照會の爲めに本協會の機關を利用し得るものとす凡へて前條所定の金額を納附する各場所には本協會より定時刊行の感化保護雜誌を送附すべし

會則變更

第二十三、本會々則を追加し又は改修せんとするときは先づ執行委員の特別會議を経たる後評議員の年會に於て確定するものとす

譯者附けて申す犯罪の防遏及び感化を目的とせる諸場所にして此中央協會に加入せしもの凡へて六百有餘種あり

●緘黙法(サイレント、アツツシ
ニーアツド、システム)は十分に實行し得らるべきものにあらず

英人、ヘンリー、マイヒウ述
久野、生抄譯
緘黙法一名沈黙合同法と稱する所の監獄の規律に就て其性質及び結果の簡短なる説明を爲すべし夫れ囚

人の区分は今日に至るまで數多の監獄に於て其規律として採用せられたり其他該規律を實施し難き場合ありし監獄に於ては囚人間の惡弊を洗滌せんが爲めに囚人の談話交通を禁止する所の方法に依頼せり有名なる一監獄官の言に曰く監獄の過半に於て行はるゝ所の無制限なる談話交通を禁止し而して各囚をして言語は勿論、様子及び「アラフ」に依て同囚と思想を交通することを罰すべき義務ある看守吏の直接なる監視の下に役業に就かしむるときは此規律を呼て緘黙法と云ふと然り而して該法を用ゆるときは囚人の区分を要するものと夫の交通を許す所の方法を用ゆるときは比すれば稍々其度を減するを以て看守吏の都合に依り囚人の階級中甚たく支障なき者は之を混同するものと普通の處置となれり此規律が囚人の区分に反して緘黙合同法の名を得たるは之れに由るなり

該法は深く獄房會合の大弊害を証見せしに由來せり該法の保護者が囚人中に都ての交通を滅絶せしは彼輩の更に惡行に上達するを防止すべしと豫想せしは道理なきにあらざるなり此二十年來整理上天體の規律を改革したる監獄の過半に於ては方今此緘黙法を施行す就中「コールドバス、フールズ」に於ては該法の施行其極度に達したり而して該監獄に於て初めて此法を採用せしは千八百三十四年十二月二十九日なりとす

甲比丹チエヌタルト氏ハ其自著の傳記に於て述て曰く斯の日即チ千八百三十四年九月十四名の囚人は俄かに爾後、言

語、様子、及び「アラフ」に依て思想を交通することを一切嚴禁する旨達せられしか此時よりして該法は一も公然たる攻撃を受くることなくして該獄の規律として續きたり。此改革は舊來の不完全なる規則に注目して其弊害を悉みし者の心に満足を感じしめたるのみならず實に能く囚人の徳義を保存するを得たり故に該法、行はれてより「稍々善良なる囚人は獄中に在りて却て罪惡の上達を得るなり」との監獄に關する普通の誹謗を免かるゝに至れり而して該獄に於ては既に十八年間確乎たる威嚴を以て此規律を實行するの故に余は施行其當を得ば此法に依て以て夫の豫て良法を擲んで之を實にせんと希望したりし所の多くの好結果を得べしと公言するよ於て毫も猶豫する所なきなりと

然りと雖も該法にも亦多くの勢力ある駁説あり重なる駁説に曰く囚人の言語、暗號又は様子に依て其思想を交通することを禁止せんに必す莫大に役員の數を要せざるを得ず今實例を擧げて之を示さん「コールドバス、フールズ」に於ては六百八十二人の囚人を看守するが爲めに二百七十二人の役員、此内五十四人は眞の看守吏にして其餘は囚人中より撰抜して看守の事務を命したる者に係る)を使用せり即ち囚人の二十五人に就き役員十人の割合なり而して斯かる莫大なる役員を使用するも尙は未だ充分に談話交通を禁止するに足らざるを證見したりと又曰く緘黙の規則は數々干犯せらるゝを以て該法

を用ひてより頗る監獄の數を増加せりチエスタルトン氏云はずや監獄は我々が此法を採用したりし初めよりは方今に至りて甚だ増加し近來は一年間に談話等の爲めに罰せられたる數六千七百九十四の多きに及へりと

一年間に龍動の三監獄に於て減法の爲りに罰せられたる數は即ち左の如し

監獄名	一年間囚人男女數	一年間懲罰の數
ブリックストーン	三、二八五	一、一七一
ウエストミンスター	五、五二四	四、八四八
コルマス、フェルズ	九、七五〇	一三、八一二

抑も吾人の耳、以て聽くを得へき所の談話を禁止する事は猶ほ甚だ困難なりとせば最も嚴密なる監視を爲すも、雖も意義を含蓄したる「フアブ」に依て思想を通するを禁ずるは蓋し爲し能はざる事なるへし内地監獄視察官の第二回報告書に曰く各「トリードミル」に於て看守吏一名と囚人中より撰ばせられて看守の事務を爲す者二人とを其側に立たしむるも該車に在りて働く所の囚人は猶ほ互ひに交通し能ふへし否な實に交通せり彼輩は互ひに其刑期を問ひ何日に放免せらるゝやを問ふ而して其答へに於て若干の歲月等を告げんが爲り各自が従事する所の「トリードミル」に於て二本或は三本の手指を置くか又は「トリードミル」に彫刻したる多くの題號中の一二を指示す其他手頭を轉回する等其處置實に極まりなしと

又吾人は崇敬すへきキングスミル氏の「監獄及び囚徒」

に聞けるおどあり曰く填茹又は棉花の作業に於て囚人か其身軀を屈曲する所の有様は看守人に發見の機會を與へざるを以て長延なる談話を爲すに充分なる好期ありとす故に此場合に於ても減獄法は死法なりと云ふへし且つ該法は監視の甚精密なるよも拘はらず喫飯時間に於て屢々其效力を失ふまた運動の時間に於ても談話交通は殆んど無制限の姿勢を爲せり何にせよ囚人の密接及び其歩行の響き等は彼輩の談話を容易ならしむるものなればなり且又各囚とも日々教堂に出會せり此時や囚人の爲めに最も喜悅のときにして彼輩は之を呼て黄金時と謂へり蓋し其教堂に在るに當りては書籍を其顔に當てつゝ僧徒と共に讀經するも託言して竊かよ最も障礙なき談話を爲し得るを以てなり

斯の如く減獄法の目的たる談話交通を防止し得ざるを以て勢力ある攻撃を受くるのみならず尙且重大なる弊害の此法に伴ふものあり蓋し左の如き論あるは理當さに然るへし談話交通を嚴禁するに於ては囚人の心は必ず常に鬱結すへし故を以て自然に其自か爲したりし所行及び今日斯く凌辱せられたる地位に在るおど等を熟思するより終には看守吏の目を盜むへき惡計を發見せんとし或は同囚と隱密なる交通を爲すへき便法を企圖し其他法救の拜禮より一の利益を得ずして却て之を以て看守吏の警戒を遁るゝ好手段と爲すに至るなり蓋し社交動物の某教を合同して其間に都ての交通を禁止するのみならず

人性の發動中に於て最も強力なる談話の欲望に従ふを實罪するは實に純粹なる虚爲と謂ふべし之を再言すれば不正の處爲にして決して十分に做し遂げ能はざるものなり

寄書

○定役囚を傳染病囚の看護となすに付ての疑問

香川 南海 小僧

附言本稿は會て監獄雜誌へ寄送せしものなるも該會記事の都合により掲載を欲く依て聊か原稿に修正を加へ貴會に投したるに幾何もなく該雜誌は其第四卷第六號を以て本稿を寄書欄に掲げり全様の事を以て貴重紙を面理ひるは余の好まざる所なりと雖も亦た該會に因なき斯道實務家諸士の參考ともなりんか

(記者申す此附言は投書後程經て寄せられたるものに係る)

余は讀陽の濱に寓し獄事に狂奔する南海小僧なり小僧固より學識もなく經見もなし三伏の苦熱に逢ひ屋上蒸か如く倦て益々無聊に苦む時に學友某の訪あり倦怠無聊の意自から露如たり。學友小僧に示すに警察監獄學會雜誌第三卷第八號雜報傳染病に關する看護の記事を以てし之れか可否を問ふ其記事正確小僧も亦賛成す然るに學友某は

小僧と反對にして大ひに議論を並すも遂に決する能はずして去る小僧は記者に大畧賛成するのみならず會て貴會雜誌第三十號に於て囚人を強制的傳染病看護者となすは不可なりと論せり當時小僧も聊か感したるとあり蓋し小僧か學友某と説の反對なる所以は傳染病者の看護に定役ある囚人を強制するは法の眞理に反り眞正なる職業の目的を阻害し終に至るざる監獄作業を化して不幸の酷役と變せらしむるものと信すればなり管に傳染病の看護のみならず尋常普通の病者の看護と雖も小僧は囚人をして囚人の看護をなさしむべしとは法理の上より見るも將た監獄則面より之を考ふるも聊か穩當を缺くの感あり小僧か記者と意見と異なる點は以上述べたる外看護者として使用するもの、身分如何にあり發れども今小僧が淺薄の意見を吐露し先達諸士の嗤笑を受けんよりは寧ろ一步を譲り左に疑義を掲げて世の經見ある獄事家諸士に質す幸に先達の士よ小僧が爲めに説明の勞を呑む勿れ小僧も亦た諸士説明の結果に就ては貴會に謝する處あるべし

今余か疑問を掲ぐるの參考として警察監獄學會記者が論旨とする概畧を提記せば看病は監獄作業の一にして定役囚を使役すべき業種なり然り而して定役には定役囚を強制使役し得べきものなれば危害の其身に及ぶべきものは避けしめざるべからず看病に則ち尋常普通の疾病を看護するの謂にして傳染病の看護に強制する時は看病囚其者に對し刑罰外の刑罰を加へ定役の旨趣に背反し酷役と云

はんのみ若し傳染病を看護し之に感染して死亡するも囚人には死後吊懸の如き遺族扶助の如き特別法なし終に犬馬の死と同一なり云々を絶對的に囚人をして傳染病を看護せしむるは不可なりとし事ろ該病看護には小使の名義を以て監外人を備入るゝを穩當なりと論述せり

疑問

(甲) 定役囚と病者の看護たしむべきは監獄則に正條なく唯施行細則第三條第十一項同第五十二條並に在監人動作時限表欄外に明記あるのみ他に作業として之れを科すべき理由ありや如何

(乙) 病囚の看護は監獄の作業として定役囚を使役するものなれば尋常普通の病者は勿論傳染病の看護と雖も獄則別に正條なきを以て絶對的に強制するも敢て不可なりとせざるや

若し此の説を可とせば傳染病患者の看護夫に對しては特別なる物品を給與し或は工錢を増給し或は特別の情狀あれば特典等又は金賞すべき特別所遇法ありや將た之れが爲め死亡せしものあらば其取扱如何(丙) 監獄に於て一の作業として病囚の看護も定役囚を使役するハ唯尋常普通の病囚に對する看護の意味にして傳染病の如き危害の最も其身に直接するものに使役するは法の精神にあらざるや若し此の説を可とせば之れが看護者は如何なるもの適當となすや

○控訴上告の取消を爲したる者の刑期起算方に就きて

大阪 洋々 散士

控訴上告の取消をなしたるときは、其刑期は何れの日より起算するものなるやに就きては世間各々其の見解を異にして未だ一定せず、依て茲に學理上より之を論究し併て其筋の指令訓令等を参照して其の何れか可なるやを世の諸君に質さん
抑も上訴取消願に開届を與へられしは治罪法施行當時の扱なり然るに今日は刑事訴訟法第二百四十六條を以て檢事を除くの外上訴をなしたる者は其の判決あるまで何時にても之を取下るとを得る旨を規定せられたり即ち其上訴を取消し得るの權利を上訴者に與へられたるものと云はざるを得ず果して然らば上訴者以之を取消さんとするには願書として差出すべきものに非ずして取消書として差出の可なるに如かざるべし然るに現今尙舊來の習慣により依然取消願として差出すを以て上訴管轄裁判所に於ても亦從て舊慣を守り之に對して尙願の趣開届く旨記載するなり是れ果して允當のとなるや散士は未だ其可なるを知らざるなり何となれば願意の性質を含有するものとせば之を許否するの權從て上訴裁判所にあるべきなれども法律上、上訴者に取消し得るの權利を附與せられたる以上は決して之に對し上訴裁判所は開届けざるの指令を下すこと能はされはなり此の理にして判明するを得は其

の上訴取消書を上訴管轄裁判所に於て受理したる日より刑期を起算するを以て穩當とす(受理の日とは其の書類の日云々) 聞く既に此の事に就ては曩に明治廿五年中司法大臣より檢事局廳府縣へ訓令あり其意に曰く刑事被告人より上訴取下を爲したる時は上訴管轄裁判所に於て其の取下を受理したる日より刑期を起算すべしと而して之れに抵觸する従前の令訓は取消されたる由依是觀之司法省の解釋亦散士と意見を全ふするものなり然るに近來某地の裁判所に上訴期間内に取消をなしたる者は前判宣告の日より刑期を起算し確定期間後に取消をなしたる者は受理の日より起算するの指揮あり其の論旨を窺へば曰く上訴期間内に上訴取下を爲すときは之が爲めに刑の執行を停止せしに非ずして純然最初より上訴を爲さざるものと全一なり故に假令取消するも再び期間内に上訴をなすものと得べしと誠に一理ありと雖も考一考せよ前に擧げたる訓令の意は上訴期間内と期間外との區別を設けず單に取下をなしたるとき云々をとり其の一般の取下なるものと明瞭なり又道理上より之を考ふるも論者の如く期間内の取下を以て前判宣告の日より刑期を起算するものとせば彼の上告の如きは地方控訴院より大審院へ取下書送致に至るまでは尙數日を要するや疑ひなし果して然らば自然其の執行指揮も遅延し確定期間後尙數日拘留監に拘留せられて刑期に算入せらるゝの利益あるを以て從て上訴遅起の弊起るや明けし抑も上訴期間内刑の執行を停止するハ

被告人に上訴をなさしめ其の權利を主張せしめんが爲に設けたるなり故に其の上訴にして正當なるか又は最初より服罪するときは其の刑の執行を受けざる上訴期間内を刑期に算入せらるゝと雖も一旦其の判決に對して不服を唱へ上訴したる以上は之を取消すも本人の上訴は既に不當の意あるを免れざるなり何となれば不當にあらずれば本人は決して之を取消すの必要なければなり是に於てか愈々前判宣告より刑期を起算すべきものに非ざるなり次に上告に就ては聊か控訴と其の趣きを異にせるを以て其起算點に付き之を論せんに控訴は控訴申立書のみを差出すときは直に其の控訴成立するを以て他日之を取消さんとするときは必ず取消書を差出すべし可らず然るに上告は之に反し上告申立書のみを差出すとき其の上告は成立の域に進行しつゝありと雖も未だ成立すると云ふ能はず依て趣意書期間内に趣意書の出るを俟て初めて上告成立するものなることは刑事訴訟法第二百七十三條及二百七十四條に依て明かなり此の説たるや法學士田代律雄氏の唱ふる處にして能く法理に適し且今日實際に於ても此の如く取扱ひ居るを以て趣意書期間内に趣意書を差出すときは第二審判決は確定して刑の執行をなすものなり是れ自然放棄したるものなり然るに法律學士井上操氏は之に反して趣意書を差出するも上告成立するものと論結せりと雖も今日此の説を唱ふるものなく從て大審院判決例に於ても此説を採用せざるを以て今や一定せり故に之

を駁するの必要なし依て散士は田代氏の説を根據として起算點を論せんに上告申立書及趣意書を差出したるときは即ち上告成立したるものなるを以て之を取消さんとするときは必ず取消書を差出さるを得ず從て如此の場合に上訴管轄裁判所に於て其取消書を受理したる日より刑期を起算すれども上告趣意書を差出さるる前に取消をなしたるものは其の書類を差出したる日より刑期を起算すへきものなり何となれば趣意書を差出さるるものは未だ真正の上告成立せしものと云ふを得ず單に成立の域に進行しつゝあるを以て之に對しては取消として差出すへきものに非ずして其の實は上訴拋棄の書面を差出すを以て足れりと思考す依て如此場合に於ては拋棄の日より刑期を起算すへきものなり然るに或る論者は曰く未だ上告成立せざるを以て趣意書を差出さるる前に拋棄の書面を差出したるものは尙第二審判決の日より刑期を起算すべし其の理由に曰く上告成立せざるものに對し拋棄の面書を差出したる時は初より上告せざりしものと同一なり此の説や實に一理なきにあらざり雖も初より上告申立書を差出さるるものは其の確定期間(三日)を經過せば直に刑の執行をなすも一旦之か申立となしたる以上は確定期間後差出すへき期間(五日)尙刑の執行を停止せざるを得ず然るに上訴の爲め執行を受けざる日數をも刑期に算入すると云ふに至ては從て上告濫起の弊起るや明瞭なり然れども散士は其の上告朗間内(三日)に於て趣意書を差出さ

る前拋棄したるものは論者と同一く第二審判決より刑期を起算するを以て至當とす其の理由は左の二要素を含有し且つ其の申立書は趣意書の出るを俟て大審院へ送附すべきものなるも未だ趣意書の出るなき爲め控訴院より直に其の申立書を却下すべきを以てなり其の二要素と第一、上告成立し居らざること第二刑の執行を停止すべき域に至り居らざりしこと此の二要素を含有するを以て第二審判決より刑期を起算すべきなり是れ彼の控訴確定期間前に控訴を取消したる場合と相似たれども其の實大に異なれり控訴は第一の要素を缺き控訴成立し居るを以て拋棄と云ふ能はざればなり然れど上告に就ては開く所に依れば兵庫縣假留監の伺に對する指令は聊か散士の説と異にして趣意書を差出し期間内の拋棄は總て拋棄の日より起算し確定期間後の取消は尙其開届の日より刑期を起算すべしとありと右の如く學理上より詳論するときは其の起美點誠に明瞭なり然るに散士獨り怪むは彼の兵庫縣假留監より控訴上告取消者の刑期起算方の伺に對する内務司法兩當の指令は果して散士が聞く所の如くなれば判然先きの司法大臣の訓令と相抵觸し且つ學理に反するもの、如し大方諸君以て如何と爲す

川

○仲をほり

(中(挿ふて下さるな))

かめや主人

九分まで成りたる身賣の相談、遽に破れて亭主の立腹、母子には泣いて口説かれ勘六板挟みの苦痛、昨今自腹を切て驅けあるきたる辛勞間にも尺にも合ふまどならず。頼の皮の剝けんまで謝罪りて亭主は宥め還せしか身体一つになりて怒りたき所を深切らしう言ふたが今どなりては恨めしく其上金受取の代人是も否といふては駁か合はす、此上役所迄目玉を喰ひに行くことか。

世に下役人は威張ると頭から非せど其れは無理もなき謂れあり。衣食足りて禮節興るとか其足りたき物は根ッから足らいで足りたくもなき用事は有り餘つて卓の上に山をなすに暑さは一層ムラムラと辛氣くさく、ツヒ入ッ當りの挨拶に角か立つ。ぬくい人程叮嚀ぢやと褒めゆるへ人も一度此椅子になはれば地獄顔忽ち閻魔となりて撞辛を嘗めんよと定なりどうも受付は怖い。

其掛は今出頭したるばかりにて上衣の釦をはづし扇遣ひいそがはしく、今日は閑なれば好いがど心に祈りなから頼に風を入る、傍らより亢山殿きつい堀出しをなされしな其背廣注文しては安うないと言ひ掛けしは小使の取

箱。是は近頃不銭千萬、正に今朝方仕立屋より持てきたる出来たてのキヤノを捉へてと云へば實に處々より煙立ちて背中の光澤ヒカノと四邊を照らすと高聲に笑ひかけられ實は昨日是々にて手に入れしか直印は何うぢやらうと尋ねれば、何も申さぬ私一割打ちまじよふ譲り給へ即金にて、ナニ即金とかエ、負けて遣るへし。

モシお願ひで御座ります。何ぢや、コレノ靴の外昇降はならぬ。既でもなりませぬか。上げ足を取るなど並く處へ勘六進みゆきて一條を委細に陳れば暫くまてと奥へ入りしか願て出て來りて金受取は本人に限る本人を連れて來よ。本人は此程の暑氣に負けて昨日今日は療治の最中、此儀御推察下されまして此勘六めに。解つぬ男ぢや長官の命令、罷りなふぬと腕まれ腕を消して飛ひ出たせり。

母様モウ勘六殿の歸らしやる制限、戻られしな水水など買ふてまじよ。此子としたことがお鳥目もないのに。アレ母様、三十圓の金わエ。ア、はんは然であつたぞ親手か久々での笑ひ顔、浮世は兎角銭の事なり。

ア、あつや、勘六さん御苦勞でおさんしたナ、襟をねのぎなされ帯を解いてお手拭絞りましたよ。イヤ其

禮は受けられぬ今日の使ひは空事になつたど始終を語れば母親膝を進めて、ツレ申さぬ事か氷、イエおの毎度懲り／＼して居りますると當座の間は合せたれど此上の分別いかすべき自身行く分は厭はぬと足腰弱りて歩み難く車に乗らんは心に任せず何うにも成り難きを此長屋の角に寅吉と云ふ車夫あり、賃は其金貰ふての上と譯を語りて特みたるに快く承引きたれば是に聊か心を安めぬ。翌朝老母は此車にて役所に詣て寅吉に扶けられて杖に絶りて受付に至り、仰せに従ひ病苦を忍びて参りたる由具さに申せば控所に待つへしと、既に二時許りを経たれど何の沙汰なく寅吉は立たり居たり催促して叱られたり又半時をや過ぎげんと思ひし頃、高く呼はるゝに心勇みて其方に至れば証明書を持ち來りしやと云ふ。証明書とは何様なる物と問れば前が松蔵の母なる趣、在籍地町村長の證明したるものと其後は能くも答へず辨當の布呂敷を解くに困り果つれど氣を強くし言葉を早くして辛く合點はゆきたれども此事昨日云へらんには今日の無駄はなかるへきにと言へぬ恨みを洩らすに由しなし。か富は一人母の歸りを待兼ねる折り慾兵衛あがり込み祿をまくり上げて無慮の大胡座、サア／＼金の返辨は何

小説

て見つ、此處の一幅願くはか富の帯に。金受取るに斯程手間の入ることか寅吉を開口より窺へど詮なく大抵草臥れし此老婆の影、夷子の様なる顔貌して出て來ると思ひきや面色土色になりて唇は紫色に變じたるをブル／＼と震はして歩む足元定まらず是は只事ならず寅吉氣疎くなりて只管家へ還らんことを勸むれば首を掉りて。携ふて下さるな。

獄事彙報

●曲木氏の監獄意見 氏は大日本監獄協會特別委員にして夙に監獄の改良に熱心し已に記せる如く頃日暑中休暇を利用して各地方の監獄を遊覽し傍ら水産事業に關する觀察をなしたり今氏に就て監獄に對する意見の一斑を聞くに
元來未決囚は法律上無罪者と推定すべきものなるに監房の構造其他の事却て既決監に劣るもの多きは何ぞや拘禁監の改良忽にすへからず、其監獄則の規程は犯罪購買に因て四條を別異する事なるに當房に行はれざるが如き換物あるは何ぞや監獄を以て罪惡の學校ならしむる一大原因は此に存すといふべし現に在監囚を見れば初犯の囚に比して再犯以上の者多きは其因て生ずる弊害の著しきものなり完全無缺の分房制は度及經濟の點よりして我國に施行し難きものあらんと思はれ且其層層にして獄獄を守らしめ夜間監居の制となさば理想の腐敗逐々増長は多少痛むることを得べくんば又監獄内の作業は民衆と競争するを避け且成るべく放免後獄中にて習得せる職を以て生計し得せしむるの策を立つること尤も肝要なり或る地方には工場を持主にして出勤の四條を編ひを授くるものあり監獄の方法宜しきを得ば必ず好結果あらん此種の救護法一般に行はれんことを希望し置ざるなり今回巡遊の地方にて編民相繼の生産的職業を起せる土地に因縁の割合少ないは職業と罪人増減の關係密接なるを知るに足れり故に今日最も熱心に唱道して世の貴成を請はんと欲するは出獄人保護會社の設立なりとす因縁の出獄するや偶々

獄事彙報

うするのぢや今日來い明日來いと坤あかぬ百兩の紙當に網笠一蓋、先つ此布團など擧げてゆこと云ふ響なれど此方の顔を見るときは矢竹心の張りも弛む其程の事知らぬ此方にあらねどもか袋殿の前をかねてツンシャンするど悟りし故留守を頼ふて來りしどやと云はるゝ忌々しさ、手強く言ふときは手當り次第持てゆて強慾と胸を押へて口に任せて言ひ通るゝ折柄に、か富何しやる。マ、母様好う戻つて下さりました。コレ慾兵衛殿大体にしたかよい成程金は借りた其の金にも言ひ分あれど物の僅か二十圓、明日の晩還しましよとトトと此家を往て下されどいつになく潰り込むれば。いないでか／＼明日の晩吼面かくなど嘲笑ふてぞ歸りゆく。

あのやうに強きは言ひしか明日若し事の間違ひなは何とせんと其思案もつかぬ間に夜の明くれば寅吉車を踏次口に立て、暑うなうぬ間にど賃もやらぬに粗器なく今日こそはど勢ふて先つ役所にゆく証明書を懐に正午に二時許り前監門に着きぬ。斯くと申し入れば此方へ事よとて美麗き一室に導かれはば愈々それに極まりたる兆と頼もしく腰掛けんも勿体なき椅子をやらす卓脚どやうん是は何と云ふ織物と推で

●監獄警務所長の被命 逃獄當地方監獄警務所を命ぜられたる宮城病院醫友田青松氏に今回更に監獄警務所長を被命せり (明治廿六年八月十三日大坂朝日新聞) ●新潟監獄は囚人解放の覺悟なりき 一昨晩大坂の東風烈しくなれば新潟監獄の方へ向け吹き飛きたるため全署は防風力怠りきなりしが折衝典獄の不在なるため監守手田知事、出獄して防風の指圖を寫したりしとぞ聞く全體にては大勢強烈なるにより若し西小坂小學へ火の移るときは直ちに囚人を解放せんを協議し専ら其手配中なりし幸に全校に延焼せざりしより無事を終りたりし (明治廿六年八月十六日東北日報) ●新潟監獄警務所の紛糾(看守長の被命) 典獄門口一成氏就獄以來内部の改革をなし看守の服務規程を設けし其規程は頗る嚴格にして看守押丁等に堪へざるもの多し現今の決動者三十名に及べりとさん右等の事には看守長は統制維持を申出でたりと又看守の服務嚴重なるに因て囚人の取扱方、一層嚴重となりしと囚人等頗る動搖の色ありしと風説あり果して然るや (明治廿六年八月十八日大坂朝日新聞)

●八王子大坂の詳報(監獄警務の被命) 同報にては出火の報あるや直ちに夫

事件彙報

氏の近況の如きを案にする記者も涙の種なり之を讀む人も亦た涙の種ならむ記者は一日も早く、氏が青天白日を仰ぎて不羈獨立の身となり立天頂地の...

●松本典蔵の非難 長崎縣典蔵松本美彌氏は前報電の如く一昨六日突然非難を命ぜられたり、...

●出納官吏の責任 保管金被竊取の件に係る現金出納官吏責任の責任如何に對し本月六日會計検査院に於て左の如く判決あり

會計検査院は岡山縣津山監獄支署入獄出外現金出納官吏監獄書記安田順吉の保管に係る在監人所持金の内金九圓五十三錢八厘を竊取せられたる件...

以上三問題は目下司法省中の有力者間に於ける重要問題なれども同省全體の意見にあらざる云へり數年來行正上に纏結せる監獄問題果して安んじか定...

今にて鐵籠ある極要箱に納めず之を放擲中自身の枕邊に置き鐵籠中取せられたるものにして本件は本官の恣意に出でたるものにあらざるか...

●司法省中に於ける監獄改良問題 監獄問題漸く輿論を吐來らんとするは頃來報道を窺はざる所なるが、今司法省中有力者間に起りたる監獄改良上の...

附裁判の制はれり、未丁年の若くは輕罪初犯の者に於て情狀酌量すべきに依り、法官に適當の刑を科し、而して三年乃至五年の期限を定めて刑の執行を留置し、改過善の實を顯はすもの之れを宥恕し、然らざるものは則ち刑の執行を命ず、歐の國三三三に之れを實行して較々其の好結果を得たりと云ふ、我國當局者の説に曰く、刑罰留置は改過善の實を顯はすに於て適宜の方法なりと雖も、現時經費の乏むる所に於ては、條件附裁判を實施して以て之れが缺點を補はんには、利害得果果して如何

今日の監獄制度に於て最も不完全なりとする所のものは、囚徒をして運送歸郷せしむるの實効なきに在り、囚徒間に在りて給んご云ふに忍びざる者其の個性に比して割合に多き如き同留置の制に依て生ずる結果にあらざるもの之れを敢て正すの途、惟だ別留置の制を實施するに若くものなし、然れども多數の増加は兵力の既乏なる所、年々要する所の費四百萬圓に達し、少數にあらざるなり、而して今又更に別留置の制を施さんか、則ち別留置の制は止むを得ず、然れども、現今の弊害を除くべきの要は遂に免かるべからざるのこゝたり、當局者の代りて條件附裁判を以てせんとすに之れが新制度を實施すべきに余蘊は當局者に而て尙ほ數番の稽考を促さるべからざるなり、

其の名は則ち至善、其の實は則ち然らず、其の條文は則ち完備、其の通用は則ち然らず、法の難き之れを遂にあらすして之れを用ふるに在り、制度の難き之れを改むるにあらずして之れを守るに在り、地方制度の彼れに於て善く行はざる、之れを我國に移して然る能はざる所以のもの、是れが爲めあり、裁判所構成法の彼れに於て民の便なりとする所、雖も、之れを我國に移して其の不便を蘇ふる所以の亦す是れが爲めあり、條件附裁判制度の如きも亦くは斯の如き結果を顯はすに止まらん、而も其の経験せらるるの未だ其の詳きや、歐の國間に二三之れを實施したるに過ぎず、其の利害得失の如何を測するも、更に幾年の後を待たざるべからざるなり、而して余蘊の最も危む所のものは、此裁判制度にして果して刑の目的を達するを得るや否やに在り、余ふに刑の目的は犯罪の爲めに傷害せられたる社會の安寧秩序を回復するに在り、犯人を懲戒して再犯を防止すること、世人を警戒して罪惡を爲さしめざること、犯人をして改過善の心を起さしむること、斯の如きは則ち刑罰の直接若くは間接に期する所に於て然る能はざるも、斯は刑の利たる所以にあらざるなり、若夫れ試みに條件附裁判を實施して以

て、未丁年者或は初犯人の處刑を減殺し、三年又は五年の長月日を経過するが如きは、假令其の間特別の監視に附すべしと雖も、所謂刑罰の目的を達すること能はざるを如何せん、既に刑後あり既に刑罰の問ふ所となる、而も之れを見て以て續くに特別監視を附するに止まり、三五年の改過善の實なきを待て給て之れが刑の執行を爲すこと云ふ、犯人を懲戒する所以にあらす、世人を警戒する所以にあらす、亦た何んぞ改過善を望むべけんや、且夫れ未丁年者なるの故を以て、最も運送歸郷の望ありとするが如きは、頗る事情に味なるもの言なきに依り、未丁年に於て既に罪惡を犯すべからざるも、心性の未だ定まらざるに依り、云ふに雖も、多くは天性の剛強べからざるも、あるが爲めなり、力妻子の養護に堪はず、失望落魄の極、遂に一朝の過誤に依りて罪惡を犯すもの、比にあらざるなり、是を以て特に未丁年者の故に依りて條件附裁判を行はんとするが如きは、餘りて誤謬の見なりと云はざるべからざる、今年齡に依て運送歸郷の効あるものを算するに、百分の比例實に左の如し、

十六年未満	三十三人	二十三年
二十年以上	三十七人	三十九人
二十五年以上	四十七人	四十三人
三十年以上	四十八人	五十一人
三十五年以上	四十八人	五十六人
四十年以上	四十八人	五十六人
四十五年以上	五十二人	五十九人
五十年以上	五十二人	六十三人

數の示す所新の如くなれば、改過善の望あるもの、未丁年者に少くして未丁年以上の者に多き所以、偶然にあらざるなり、是を以て知る、犯罪者未丁年の故を以て特に條件附裁判を實施せんとするが如きは、輕率たる免かざるなり、若夫れ父母の有無、配遇の有無に依て之れを察し、資重の實數教育の程度に依て之れを判し、以て運送の望あると否とを決定するが如き亦た難す行ふべからざるの事なり、

別留置の制は經費の未だ詳きる所、而して條件附裁判は利害俄かに判すべからず、然らば則ち如何の之れを處置すべき、是れ實に謀案を要す、顧に今日に當て然とす所のものは、行政警察の機關を以て更に用務ならしめ、以て犯罪者を未發に防ぎに在るのみ、局に當る者或は取扱事件の多少を以て其の職の勉否を察するものあり、是を以て犯罪者を未發に防ぎが如きは、主人の利とせざるに於て、動もすれば其の罪惡の形成するを待置けて刑を下さんとすの弊なきにあらざる、多數人民の法に味きや、知らずして之れを

犯すもの少しならず、局に當るもの若し能く巡察警邏以て罪惡の豫防を念とせば、囚徒を戒するに於て効力なしとせんや、監獄の費をして帝室費よりも多からしめ、在監の囚徒をして護國の兵士よりも多からしむるが如き、決して我帝國の好面目にあるざるなり、(明治廿六年七月九日山陽新聞)

●典獄會議 其諸問題 其筋に於て監獄制度の進步を要し改良の計畫ある應は會で議せしむるが爲め、典獄會議を開くことなり、即ち改更五日より開會の會にて本報典獄山崎徳武氏に上京せし其諸問題の要領を聞く、

第一 監獄會計の整理 監獄會計の整理 監獄會計の一任し内務大臣若くは府縣知事の監督兼管すべきを以て典獄自然に其權を弄し會計紊亂して規律少しも整然たらず或は甚だ囚徒を便役として己の利に供し或は商人と結託して利を私し或は又部下を籠絡して經費を濫用する等々、枚舉に遑あらず本報の如き北海道の如き近頃は福品縣の如き其内情の外圍に發露するものにして今に於て之を整理し近きには福品縣の如き其内情の外圍に發露するものにして今に至らざる今この會は重に此會計整理監獄に關する諸問題なり、

●自ら死刑を執行す 神戸下山手通六丁目池田全右衛門は此種賭博犯にて重刑一月罰金五圓の刑に處せられて服役中一日兵庫監獄内に於て首を絞りに果たるよし自ら刑を輕しとして死刑を執行したるものなり、(明治廿六年五月十八日大坂朝日新聞)

●思見法爾氏 大坂府監獄署教諭師なるが今同報効養會の請め應じ昨日出發千島へ向へり、(明治廿六年五月二十日萬朝報)

●典獄會議 豫て召集し及びたる府縣其他の典獄に病氣の故を以て不參を届出たる愛知の村井氏を除くの外、並く着京したり申すの數日以前より出京して小野田警保局長に就種々職務を質問する向あり局長は皆て川路大將視に隨ひ歐米各國を巡回して獄制調べしむとありて其の結果は監獄問答録に實載たる一冊子を成せしむるの職務老練なれば朝より夕まで問答なきを得る執るの傍らに此等の人々に應接し居たるが愈々本日は本日の會議に於て爲し明日よりは本會議に取替る者井上大臣は本日若くは本日の會議に於て職務改良の懇話にすべからざる次第を演説するよし、(明治廿六年六月六日東京日日新聞)

囚徒をして勞役に就かしむるは唯工錢を專與する爲めのみならず又安座徒食の弊を避くるのみならず、殊に監獄衛生の實を擧ぐると能はすして傳染病等の傳播を極むるも少なしとせす、故に幼穉監老實監等の區別は勿論常事犯罪事犯條例違犯被監犯等犯罪の性質と其人々によりて監房を區別し傳染病等緩急事ある時に當て處置するの改良法を講ずる事

第三 就役改良 囚徒をして勞役に就かしむるは唯工錢を專與する爲めのみならず又安座徒食の弊を避くるのみならず、殊に監獄衛生の實を擧ぐると能はすして傳染病等の傳播を極むるも少なしとせす、故に幼穉監老實監等の區別は勿論常事犯罪事犯條例違犯被監犯等犯罪の性質と其人々によりて監房を區別し傳染病等緩急事ある時に當て處置するの改良法を講ずる事

第四 工價專與の方法改良 工錢を專與しては出獄後一身の處置方法に苦まじめざるや及勞役獎勵との爲なれ共其方法宜しきを得ざれば知て弊害を生ずるあり、囚徒は安穩に衣食し且職業を得常人は職業を失して彩色を帯る採案外の奇觀を呈する傾向なきにあらざる依て其方法を改良する事

右の外尙獄上細微の諸問案もありて要するに今この諸問案は各監獄の囚徒取扱を可成一定規定の下に居らしめ以て勸善懲惡の方法を究むんとするにあり、(明治廿六年六月三日仙臺市東北新聞)

●海軍監獄看守長 新官制に依れば看守長の定員は十名にて舊制監獄長十

●監獄會計の整理 今この監獄會計は數十件ありて既に印刷済みとなり居る分は本日各典獄に配布するとなり居る由、(明治廿六年六月六日東京日日新聞)

●監獄製造の草鞋 相川監獄署にては先年來大に草鞋の製造を試みられ、其の製造高進増加するよしなるが近來若くは改良を加へ品質堅固に且つ見栄も美しくしむる北海邊地方輸出物の注文頗る多くなり又其の價も百圓四十

五線(昨年春頃までは百三十四五線なりし此頃購買して現相變りなりしものなり)位にして他製のものより倍七七八八の安値なるため車夫、駄賃等何れも監獄製のものを用に至り他製品は全く廢絶せらる、有様なりといふ

●怪籠 去廿九日富山縣監獄に於て糸類購買方に付同日午前四時までに入札差出すべく同日同刻開札云々さつて携りて代て同商五名九時三十分頃各入札書持参せしに八時三十分頃入札開札せしむる旨警員より通達せしに付是は甚だ不思議の事なりと談判に及んだれども既に終了せりて取合せはねば一同引取りたりといふが右果して眞實とせば如何にも怪しき處置といはねばならぬ

●賞の夜逃げ 新潟監獄に奉職せし押下某は行形幸傍に住し夫婦の中に一人の夜逃げる身なるが妻の心得宜しからず花合に耽りしより所々に買掛金の滞りが蓄み中にも米屋に十五六圓ありて折々催促せしも拂はざるに因り終に裁判所へ派出しに某は大に當惑をなし金策に困り同僚の某を欺き五圓金を借り受け切つに僅かの家財をも賣却し合せて旅金となし知己の方へ官物に辭表を添へて逃らへ置き家族三人連にて此程へか逃亡せしといふ

(明治廿六年五月十四日新潟新聞)

●典獄會議に望む 嘗て井上大臣が假令法律の改正等行はるゝも、我國の監獄にして改良せずんば、刑律罰法皆其の用を爲さず故に、監獄の改良は實に今日の急務なりと、眞に然り矣如何んにも、金銀無缺の法行はれつゝ有りと雖も、其の犯罪者を懲戒する監獄其の者に於て、果して其の犯人を懲戒すること能はずせば、監獄改良を一日たりとも忍請に附すべからずと、金銀が常に口にする所、亦其の當局者たる諸氏の平素愛護しつゝ有る所なりき、然るに頂政府は大ひに愛に視る所あり、曾て地方官會議の條も此の事を謀り、尙は又今回開つる、典獄會議の如きも、必然其の趣旨とする所は、重に獄務改良の一つある者の如しと聞く、事實果して信なりとせば此の會議の結果余黨國民をして、満足なる實を擧げしめられんことを切に望まざる可からず

活目以て現今我國各府縣の獄を見よ、何れも囚人雑居の制を取りて、夥多の囚徒を一大室に集合せしむる現則なれば、同一室内に非常の惡漢もあれば、初犯の小罪人もあり、大惡漢は小罪人に向つて、種々の惡法を敷へ、且自ら其の氣風を移す故に、今日の實況にては、最初等盜犯の廉にて入獄したるものも、出獄後は強盜となり、終に運んで殺人罪を犯すと言ふ如く、一年其罪惡の度を強むる者多くなるより、今日の監獄は完た囚人懲戒の爲めにあらずして、反つて犯罪教授の場所なりと、冷評せらるゝが如き有様なれば、余輩は今回内務省に開かるゝ、典獄會議に向て充分なる獄務改良の請同案を

提出せられ、今迄の獄務に一大改革を願行し、罪人の懲戒等完全なる、方針を取られんことを望まざる可からず、畢竟今度の會議に於ける、内務省参事官及び、監獄課長の手許に於て、過般を取調たる獄務改良の方案は、机上に遺きに非ざるを爲せりと言へば、果して顯著なる改良を獄務の上に願ふことは、然りと雖も之れ皆余黨の推測に出する者なれば、今回の會議に如何なる諸開案の願はるゝや、未だ之を悉するべし能はざるも、彼の井上内務大臣の意見と、種々諸開案の取調等に徴するも、獄務改良に就ての典獄會議に相違なかる可しとせば余黨の確く信じて疑はざる所なり、然るに万一日も不開の所が、今日の獄則改良に就て冷淡なるを、叱責せずんば止まざるなり、余輩終に臨んで一言典獄會議に望まざる可からず、要するに今日の獄則は既に余黨が論述せし如く、幾多の犯罪人を雑居せしめ、反て初犯者を以て罪惡者を併りて、非常の惡漢を除くの外は、其の所質及び行狀等に依りて、互其室を異にするが如きは、眞に獄務改良中重なる要點なりと認むるなり、殊に勞役上監獄經濟上の如き、種々改良を望む者多きと雖も、余黨の最も切望する所は、犯罪の輕重に依りて其室に階級制の如き、方針を實行せられんことを飽望し耐へざるなり、唯今回の典獄會議に就いて一言し在くこゝ斯くの如し、讀者果して如何と爲す

○委員政治の一覽 何事も委員、といひ今は委員政治の神名さへあり然るに典獄會議畢らば又監獄改良の目的を以て監獄制度調査會といふを設けんとの議政府部内に之ありと

(明治廿六年六月十一日中央新聞)

●獄小言 その投書が舞込んだり其要旨は和歌山縣監獄より四職前傳法へ人黨を運搬する時を擇ばず日中とも操はず毎日、山の如く車に積んず中にも往來の頻繁なる片原通を持ち運ぶにぞ其近傍の人民は勇氣に耐へず中には嘔吐を催すものあり昨今の如き炎暑の時候殊に惡疫流行し衛生々々云つて八益數注意を喚び起さるゝ折柄甚だ迷惑なり何とぞ晴天の中に運搬されたき者なりといふにあり成程最も小言なり

(明治廿六年八月廿三日中國民報)

○服務規律の更正 本年一月頃本縣監獄内の官署服務規律を改正したるの風説ありしも右は全く誤聞にて此頃に至り服務規律の真正に着手し居れる

(明治廿六年八月廿三日中國民報)

●明法誌叢第十八號目次●

論說

- 相尋事件ノ原因 法律學士 磯部 四郎
- 株式會社ノ法人タル範圍 法律學士 入江 真之助
- 執行力アル正本ハ債務者ニ送達ス(キモ)ナルヤ 法律學士 石尾 一郎助
- ガロフハロ氏犯罪論(承前) 在法科大學 加藤 幹雄
- 罪人ノ感情及ヒ情慾 伊太利 ロンゾ 氏著 在法科大學 齋 龍生 譯
- 和解契約解除ノ件 白紙委任狀ノ効力ノ件 遺失物隱匿罪ノ件
- 第三十九號問題(法律學士石尾一郎助) ●第三十五號問題(解答 岡光) ●第三十六號問題(解答 會學士人) ●同上
- 人事法論(安達學士) 櫻井長藏 ●法醫學ノ特色(相馬操) 山井景美
- 國際條約及最近ノ國際法(承前) ●世傳御料に關する古文書(法律學士衣緒學人) ●妾の法律上の資格(石一生) ●送羽南學人安達書記生赴任伊國序(白土常山)

紀事

- 法典調査會何●日本銀貨ニ洋貨ニ爲テ決議 ●氣電死刑 ●果辯護士と會則送刑 ●外人不動産所有に關する上告の判決 ●禁煙營業者之招客との法律上の關係 ●利益事務用試驗 ●光純寺三郎氏 ●明治法律學校和佛法律學校

●毎月一回定期(二十一日)發行

冊數	定價(前金)	同郵稅共
一冊(一箇月分)	金拾錢	金拾壹錢
六冊(六箇月分)	金五拾七錢	金六拾三錢
九冊(九箇月分)	金八拾五錢	金九拾四錢
十二冊(一箇年分)	金壹圓八錢	金壹圓貳拾錢

廣告料 五號文字二十二字詰一行金八錢 ●四號二號文字ハ右ニ準ス

發行所 明法會 東京市都町區飯田町六丁目三番地

●教誨叢書第二十輯目錄●

- 教誨 大塚右金次
- 自由 原胤昭
- 孝 松村介石
- 宗教 三個の十字架 手塚新
- 傳記 楠正成公 長陽外史
- 冬宵漫錄 望愛 薇峯樵夫
- 成功之秘訣 境遇及品格 留岡幸助
- 勸話 兄弟の爭論を悔悟したる話 南東子
- 讀方 跋者と情漢……(挿画) 薇峰樵夫
- 讀方 自己の精神に對する務 天岳

北海道樺戸郡月形村本町通

同情會

會告

本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事
 ○ 通運便を以て送金せられ候節は必ず其持込賃御添へ被下度

○ 郵券を以て代用せらるゝときは二割増たる事
 ○ 會費の送附及び會計に關する往復文書は

東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛
 ○ 會計に關せざる往復文書は

東京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛
 右廣告致し候事

明治廿六年六月

大日本監獄協會

◎ 雜誌改題

大日本監獄雜誌は其第六拾貳號より **大日本監獄協會雜誌**と改題せ

右公告致候事

大日本監獄協會事務所

明治廿六年 七百〇〇
 五百吉事左記ノ通り改名セリ辱知諸君ニ公告ス
 三井久陽

(明治廿五年五月六日逓信省認可)

● 本誌寄書家に拜告す

本誌寄書家の玉稿は其無名なると匿名なるとに拘はらず都て之を掲げ申度就ては續々玉稿を寄せられんことを切望す但し紙數限りあるを以て長文の御寄書は自然掲載方後るゝことあるを免かれされは成るへく簡單なるものを寄せられたし

大日本監獄協會雜誌

定價表	一冊 ● 金七錢 半年分(六冊) ● 金四十二錢 一ヶ年分(十二冊) ● 金八十四錢	全國無送送料
廣告料	(五号活字二十五字一行二付) 十行以下 一六錢 二五錢五厘 十一行以上 一五錢五厘 以五錢 廿一行以上 一五錢 上四錢五厘	但交換廣告ハ一切謝絶ス

發行兼編輯者 池田野宗平
 印刷所 東京並木活版所

明治廿六年八月三十日發刊

發行所 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
 大日本監獄協會事務所
 東京市淺草區黑船町廿八番地
 東京並木活版所書店
 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
 臨池書院
 其外各書店